The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	批判的社会言語学の様相（冊子）
Author(s)	
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2024, 2023
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97356
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

言語文化共同研究プロジェクト2023

批判的社会言語学の様相

王　　瀅鴿
川端　映美
植田　晃次
山下　　仁
小川　　敦

大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻

2024

言語文化共同研究プロジェクト 2023

批判的社会言語学の様相

目次

はしがき 1

＜論文＞
王　瀅鴿
特定技能制度における自発的転職をめぐる問題に関する一考察
― 特定技能 1 号外国人へのインタビュー調査から ― 3

川端映美
同胞結婚した韓国人ニューカマー女性の移住背景と
生活に関するライフストーリー
― 主体性(agency)に着目して ― 15

植田晃次
日本近代朝鮮語教育史の視点から見た笹山章と朝鮮語(２)
―『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』を手掛かりに ― 29

＜研究ノート＞
山下　仁
批判的社会言語学とウェルフェア・リングイスティクスの接点
― あらたな批判的社会言語学の可能性について ― 41

小川　敦
言語の振興を担う組織のあり方
― ルクセンブルク語センターの役割について ― 55

はしがき

本プロジェクトは『批判的社会言語学の諸相』(2002 年度) から始まる、『批判的社会言語学の〇〇』シリーズである。これまで〇〇には、「諸相」以降、「可能性」・「射程」・「展開」・「課題」・「実践」・「展開」・「領域」・「方法」・「構築」・「展望」・「軌跡」・「潮流」・「まなざし」・「メッセージ」・「思潮」・「探訪」・「対話」・「深化」・「現在」を当てはめて、様々なテーマに取り組み、今年度は「様相」をテーマとして取り組んだ。

本プロジェクトはまた、山下を中心に編まれ、世に問われた『「正しさ」への問いー批判的社会言語学の試み』(2001、新装版 2009 年)、『「共生」の内実ー批判的社会言語学からの問いかけ』(2006、新装版 2011 年)、『ことばの「やさしさ」とは何かー批判的社会言語学からのアプローチ』(2015 年) (すべて三元社)とも深い関連を持つ。さらに、2012 年度から全学的に開始され、山下が運営統括委員、植田がプログラム担当者に名を連ねていた「未来共生リーディングプログラム」とも関連を持つものである。

この間、これらの取り組みによって、社会と言語の交差点から人間社会のさまざまな姿を考察してきた。今回のプロジェクトは、2020 年に始まる世界的な疫病蔓延を経て、政治・経済・文化等をはじめ、人々の生活のさまざまな面で、これまでの価値観や常識が崩れつつあるかのような現代社会の「様相」を社会言語学という共通の枠組みで、研究者それぞれの対象・アプローチから批判的に論じようとするものである。

王論文では、特定技能制度における自発的転職に焦点を当て、特定技能 1 号外国人を対象にインタビューを行い、転職する理由、転職の過程、転職できなかった原因を調査した。その上で、転職をめぐる制度上の問題およびその改善策について考察した。

川端論文では、1970 年代以降に日本に移住した韓国人ニューカマー女性のライフストーリーを対象に、女性たちの移住背景と生活の諸相について論じた。また、彼女たちのライフストーリーは、移住女性の「主体性 (agency)」に着目して分析を行った。

植田論文では、植民地朝鮮の普通学校教員・笹山章の『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』(1913 年)を手掛かりに、笹山と朝鮮語の関係を先行研究から進めて検討した。

山下の研究ノートは、Jürgen Spitzmüller が記述した批判的社会言語学、もしくはその批判的社会言語学にふくまれると考えられる Siegfried Jäger の批判的談話研究とウェルフェア・リングイスティクスの接点について考察したものである。

小川の研究ノートは、2017 年に教育省から発表され、2018 年に法制化された、ルクセンブルク語振興戦略によって設立された「ルクセンブルク語センター」が言語政策の中でどのような役割を担っているのか、歴史的な文脈や業務内容から考察したものである。

読者の皆様からの忌憚なきご意見、ご批判などをお伝えいただけたら幸いです。

執筆者一同

特定技能制度における自発的転職をめぐる問題に関する一考察
―特定技能 1 号外国人へのインタビュー調査から―

王　瀅鴿

1. 研究背景と目的

少子高齢化に伴う労働力不足に際して、日本政府は移民政策を採用しない方針を主張してきたが、外国人労働者を受入れる手段として、技能実習制度や特定技能制度など、様々な外国人労働者受入れ政策を導入してきている。技能実習制度の表向きの目的は、日本の技能や技術の海外移転という国際貢献であるとされているが、その実質的な目的は海外からの労働力の確保にある。特に当制度には、技能実習生が原則として職場を変える自由が認められないという構造的な問題がある（指宿 2017）。これを主な原因として、劣悪な実習環境や長時間労働、暴力など、実習実施機関による労働基準法違反があるにもかかわらず、送り出し機関に支払う斡旋料や研修費のために借金を負っている技能実習生が、返済のためにこれらの問題を我慢せざるを得ない例が多数存在する（斉藤 2018；石塚 2018）。

2018 年 12 月 8 日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（以下：入管法改正）が可決され、特定技能制度が導入された。当制度では、「特定技能 1 号」と「特定技能 2 号」という在留資格による外国人の受入れが可能となった[1]。ただし、技能実習を 3 年間修了した外国人労働者に対する移行の優遇措置が設けられているため、実質的に技能実習制度を土台にしている。また、当制度では、技能実習制度で認められない自発的転職の制限が緩和されている。特定技能外国人は、制度上自分の都合でいつでも転職することが可能である。この点から見ると、特定技能制度は技能実習制度の構造的問題を改善していると思われる[2]。さらに、入管法改正の法案審議に際して、政府は移民政策ではないとの立場を堅持しつつ、転職が可能である点などを当制度の特長として宣伝してきた（斎藤 2019）。

---

[1] 特定技能制度の枠組みを少し紹介する。特定技能制度では、外国人と受入れ企業が直接契約を結ぶ。受入れ企業は外国人に支援を提供することになっているが、その支援事項の一部あるいは支援事項の全部を登録支援機関に委託することができる。受入れ企業、登録支援機関及び特定技能外国人は出入国在留管理庁へ定期的に届出を行う義務を持つ。出入国在留管理庁は受入れ企業、登録支援機関及び特定技能外国人に指導・助言する。また、登録支援機関への登録・登録抹消、受入れ企業への立入検査・改善命令なども実施する。特定技能外国人の受入れには、技能実習ルートと試験ルートがある。技能実習 2 号を良好に修了した外国人が同業種での就労を続ける場合、試験免除で特定技能 1 号へ移行することができる。異なる業種へ就労する場合は、技能評価試験に合格する必要がある。技能実習の経験のない外国人が特定技能 1 号を取得するためには、技能評価試験及び日本語試験の両方に合格する必要がある。

[2] 出入国在留管理庁の運用要領では、企業の倒産や解雇など、特定技能外国人の責任ではなく、受入れ企業側の都合での退職という「非自発的転職」に関する規定も示されているが、本稿は主に特定技能 1 号期間中の自発的転職の場合を取り扱う。

制度上転職が可能となることは特定技能外国人が正当な権利を守ることに寄与すると考えられる。しかし、実際には、転職がどのように行われているのか、その過程で何が起こっているのかなど、転職の実態についてはまだ明らかにされていない。そのため、本稿ではインタビューを行い、特定技能 1 号外国人の転職する理由、転職の過程、転職できなかった原因を調査する。その上で、転職をめぐる制度上の問題およびその改善策について考察する。

2. 先行研究

特定技能制度における自発的転職について検討した研究としては、旗手 (2019) と斎藤 (2019) が挙げられる。

旗手(2019)は特定技能制度の問題点を次の 7 点にまとめている。それらは①悪質な仲介業者の排除が難しい、②低賃金労働の改善が難しい、③転職の自由が実現しにくい、④強制帰国の発生の可能性がある、⑤技能実習制度との整合性がない、⑥家族の帯同は特定技能 2 号しか認められていない、⑦日本語学習の機会の保障が不十分である。その中には、転職に関する項目も含まれている。旗手によると、転職が認められることは人権保護の観点から望ましいが、転職の自由を形骸化させないためには、公的機関が特定技能に特化した求人情報の収集および多言語での情報提供を行うことが必要であるという。

斎藤（2019）は特定技能制度における転職の自由を中心に論じており、特定技能制度が主張する転職の自由には様々な制約がかけられるため、実現が困難であることを述べている。まず、技能実習 2 号を修了した技能実習生の技能水準は受入れ企業の評価次第であるため、特定技能 1 号の取得には受入れ企業と良好な関係を維持する必要がある。それが受入れ企業の不当行為の告発や正当な権利の追求に制限をかけることにつながる。次に、別分野で特定技能 1 号として就労しようとする技能実習生が試験を受けることになっているが、技能実習期間中に受験することが認められない。その結果、ビザの発行が間に合わない可能性が高い。そして、特定技能制度では受入れ企業と登録支援機関に特定技能外国人の転職への支援が義務付けられている。しかし、その規定が不十分である。最後に、業界団体では外国人労働者の「引き抜き」行為が禁止されているが、その基準が不明確である。そのため、当該業界団体に加入している企業でしか就労できないということは外国人労働者によっては転職の自由が制約されることになる。すなわち、特定技能制度において転職の自由が掲げられているが、実際には、外国人の職業選択の自由、転職と退職の自由といった、「広い意味で転職の自由に包摂されうる様々な自己決定が、事実上制約されてしまっている」（p. 21）。

以上のように、特定技能制度における自発的転職は困難であることが指摘されている。しかしながら、これらの研究は特定技能制度が始まったばかりの時点で行われたものであり、転職の実態に基づいて論じられているわけではない。そこで、本研究では、転職の実態を調査し、その結果をもとに転職をめぐる制度上の問題を検討することを試みる。

3. 調査方法と調査協力者の概要

現在、特定技能外国人の約七割が元技能実習生であり[3]、また、特定技能制度が技能実習制度に大きく依存しているため（旗手 2019）、調査協力者としては、技能実習と特定技能の両方の経験を持つ特定技能外国人に焦点を当てることとした。具体的には、現在、特定技能の総数を多く占めているベトナム、インドネシア、フィリピン、中国の特定技能外国人を調査対象者とした。調査協力者の募集方法として、Facebook と百度貼吧（バイドゥ・ティエバ）を利用した。両方とも、特定技能に関する情報共有の場として活用されている。多言語版の調査概要を整理した上で、そこでの特定技能関連のいくつかのグループに数回投稿した。返事があった場合、調査を受ける目的の返事かどうかを確認する上で、早い返事の順で調査協力者を選出した。本稿では、特定技能外国人の転職の実態を検討するため、調査協力者の中から、転職の経験のある人、または転職の希望のある人に焦点を当て、転職の実態を検討する。その結果、条件に適合したのは 9 名であった[4]。

調査対象者の属性は表 1 のようになっている。国籍はベトナム 1 名、インドネシア 4 名、フィリピン 1 名、中国 3 名であり、年齢は 20 代 3 名、30 代 6 名である。特定技能の分野は、飲食料品製造業（以下：［飲］製造業）2 名、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業（以下：［電］製造業）2 名、建設 3 名、農業 1 名、航空 1 名である。全員男性であり、技能実習の経験を有する。

表 1 調査協力者の概要

協力者	国籍	年齢	特定技能の分野	特定技能 1 号（開始時期）
A	ベトナム	20 代	外食業 →［飲］製造業	2022 年 6 月～
B	インドネシア	30 代	建設	2023 年 12 月～
C	インドネシア	30 代	農業	2023 年 5 月～
D	インドネシア	20 代	［飲］製造業	2023 年 6 月～
E	インドネシア	30 代	建設	2023 年 2 月～
F	フィリピン	30 代	航空	2023 年 4 月～
G	中国	20 代	［電］製造業	2022 年 7 月～
H	中国	30 代	［電］製造業	2021 年 2 月～
I	中国	30 代	建設	2021 年 9 月～

[3] 出入国在留管理庁（2023）によると、2023 年 12 月末現在、特定技能 1 号における在留外国人数は 208425 人である。その中、技能実習からの移行者は 139088 人で、全体の約 67%を占めている。
出入国在留管理庁（2023）「特定技能在留外国人数（令和 5 年 12 月末現在）概要版」を参照する。
「https://www.moj.go.jp/isa/content/001402075.pdf」（最終閲覧：2024 年 5 月 15 日）

[4] 合計 23 名にインタビューを実施したが、そのうち、転職の経験のある人、及び転職の希望のある人は合計 9 名であった。

調査協力に同意した調査対象には口頭で、研究の概要、個人が特定されないよう注意すること、インタビューへの協力は任意であることを説明し、録音の許可を得た。調査期間は2023 年1 月～2024 年3 月で、Messenger および We chat のビデオ通話機能を使用し、1 人当たり約1 時間の半構造化インタビューを実施した。ベトナム人の調査協力者に対しては、必要に応じてベトナム語通訳を介してインタビューを行い、インドネシアの調査協力者には日本語、フィリピンの調査協力者には英語、中国の調査協力者には中国語でインタビューを行った。

インタビューから得られた語りに含まれる語弊や言い間違いを取り除き、日本語以外の言語で行われたものを日本語に翻訳した。その後、類似したものを同じグループに分類し、より長い語りに対しては元の意味を損なわないように内容をまとめた。次に、調査結果を示す。

4. 調査結果

9 名のうち、転職した経験があるのは A さんと H さんであり、他の 7 名は転職の希望があると述べた。以下では、転職する理由、転職の過程、転職できなかった原因を調査した結果を示す。

4.1 転職する理由

転職する理由を【給料や待遇への不満】(7)、【仕事の安全面への懸念】(2)、【登録支援機関からの支援不足】(1)、【仕事の将来性の欠如】(1) という四つのグループに分類することができる。

【給料や待遇への不満】

C：今はまだ給料安いですね。給料も上がりたい。今は 16 万円ぐらい。

D：大変な仕事なので、給料も少なくて。技能実習生の時より低い。実習生の時は 20 万円から 23 万円、今は 12 万円から 17 万円。

E：景気の問題で、営業があまり良くない。ちょっと見てみて、もし変わらなかったら、転職することにする。

F：今の仕事は給料が少ない。大体 19、18 万円ぐらい。待遇を改善したいから、もっと良い会社に行きたい。

G：現在の会社での雰囲気が抑圧的で、待遇もあまり良くないので、他の会社に転職したいと思う。

H：前の会社は給料とか待遇とか管理の面とか、どこも良くないから。

I：現在の会社で、中国人に対する差別を感じている。中国人同士の待遇に違いがある。それが不公平だと思っている。だから、他の会社に行きたい。

【仕事の安全面への懸念】

B：今の仕事は安全ではない。安全確認がだめ。だから、転職を考えている。バラシの時は本当

に暑い。フェースカバーが欲しい。砂が目に入ったら、見えない。体の中にも入る。本当に危険。でも、上司に言ったら、返事がすごく遅い。セフティが全然だめ。

C：仕事がちょっと怖い。牛が暴れているから。

【登録支援機関からの支援不足】

A：まず外食の仕事を選びました。でも、その会社の組合（登録支援機関）が悪かったから、また転職しました。ビザの手続きだけをやって、生活に困ったことがある時に連絡しても返事がなかった。他はほぼ何もやってくれなかった。ちょっと悪い組合ですね。

【仕事の将来性の欠如】

D：冷凍の魚を切る仕事をずっとやっています。でも、この仕事の経験は未来で使うことができないと思います。どこでも。

この結果からは、多くの人が【給料や待遇への不満】を転職の動機として挙げていることが明らかである。中には、景気の悪化により会社の業績が低迷していると述べたEさんや、職場の雰囲気が不快であると感じるGさん、待遇に差別があると感じるIさんが含まれている。次に、【仕事の安全面への懸念】を理由として述べた2名は、仕事の危険性を強調している。Bさんは、バラシ（作業終了後に使用した機材などを片づける作業）中の環境の暑さや、フェースカバーの不足による砂埃の影響について言及し、さらに上司への報告が遅れるなど、安全対策の不備に不満を示している。同様に、Cさんも牛が暴れることで仕事が怖いと述べており、職場での安全面についての心配を示している。【登録支援機関からの支援不足】も転職の理由となった。Aさんは登録支援機関がビザ手続き以外の生活支援がなく、問題が起きても返事がないことに不満を感じたため、転職を決意したと述べた。仕事の将来性の欠如を理由として述べた人もいた。Dさんは、現在の仕事が将来的なキャリアの発展につながらないと感じて転職を検討している。

また、転職の理由は一つに限らず、複数の理由が重なる場合もある。例えば、給料や待遇に対する不満に加え、仕事の安全面に対する懸念を抱くパターンが見られる。給料や待遇に対する不満に加え、仕事の将来性の欠如を感じて転職を希望するパターンも存在する。

4.2 転職の過程

本節では、AさんとHさんの転職の過程を紹介する。

Aさんは、約3年間（2019年6月～2022年5月）の建設業での技能実習を経て、技能実習2号が終了する前に外食業及び製造業の技能評価試験に合格した。その後、外食業の特定技能1号として3ヶ月間従事していたが、【登録支援機関からの支援不足】を理由に転職した。具体的には、Facebookのグループから無料職業紹介を通じて求人情報を探し、面接を経た後、新しい会社の登録支援機関のサポートのもとでビザの手続きなどを行った。Aさんは、現在の登録支

援機関について、「今の支援機関は良いと思います。市役所の手続きとか、ビザの手続きをやってくれます。何かあったら、すぐ返事してくれます」と評価している。

次に、H さんの事例を紹介する。H さんは、約 3 年間（2018 年 2 月～2020 年 12 月）の機械・金属関係の業種での技能実習を経て、母国の中国に帰国した。二年後、中国の SNS 上の有料職業紹介を通して、約 70 万円の紹介料を支払い、再び特定技能 1 号として日本に戻り、製造業に従事し始めた。一年後に転職した。その過程について H さんは以下のように述べた。

私は 1 年間働いてから辞めたが、その間何度も辞めたいと思った。前の会社は給料とか待遇とか管理の面とか、どこも良くないから。でも、転職の話をすると、すぐに飛行機代を請求してきたり、意地悪をしてきたりするので、1 年満了まで働いてから言ったほうが、妨げられることも少ないと思った。（中略）転職には、双方が協力することが前提。会社側が退職証明書を出してくれれば、私はその書類を準備して（新しい会社の）登録支援機関に提出するだけで転職ができる。しかし、もし会社が私を辞めさせたくなくて、わざと退職証明書を出さなければ、政府や入国管理局に相談する必要がある。それは大変。

H さんは【給料や待遇への不満】を理由に転職を決意したが、転職の過程において多くの困難に直面したと考えられる。特定技能の受入れ企業は、海外の労働者を受入れる際に人材紹介業者を利用することが多く、その場合、飛行機代や手数料を含む前期費用が発生する。H さんの語りから、特定技能制度では、労働者は契約期間中でも転職が可能であるものの、1 年間の契約を結んだ場合、契約期間中に転職すると前期費用が要求される実情がある。また、制度上、転職に際してビザを更新するためには退職証明書の提出が必要であるが、その発行に協力しない企業も存在するため、容易に転職できない場合もあることが明らかである。

以上から見ると、A さんは比較的順調に転職を成功させた。一方で、H さんの事例からは転職の過程に様々な困難が伴う可能性が示唆される。この点については、他の 7 名の状況と併せて検討する必要がある。

4.3 転職できなかった原因

本節では、転職の希望があるものの、実現できなかった原因を調査した結果を紹介する。その原因は、【受入れ企業との契約上の問題】(4)、【人材紹介業者への費用の負担】(3)、【退職証明書の発行上の問題】(3)、【非協力的な登録支援機関】(2)、【業種の制限】(2)、【言語能力の不足】(1) という六つのグループに分類できる。

【受入れ企業との契約上の問題】

B：会社とは大体 1 年間の契約をする。その間に転職したら、罰金があるかもしれません。（中略）（会社は）契約中に、1 年間が終わらない時に転職したら、罰金があるという新しいルールも作る。（中略）給料に満足しないと思って転職したい場合、じゃ、30 万円払えって言

われるかもしれない。もうあなたのために 30 万円払ったよって言われる。

C：この会社に入る前にもうその契約は 1 年間の契約をしました。1 年以内転職したら色々問題があります。罰金もあります。登録支援機関に払う。

E：転職したいという時に登録支援機関から何かがもしあなたは転職したら、これくらいのお金を払わないといけない、罰金として。なかなか転職できないとか、そういうのがありますね。

G：新しい会社に移るためには、半年以上、あるいは 1 年間勤務する必要がある。辞めたい時にいつでも辞められるわけではないよ。

【人材紹介業者への費用の負担】

B：もし他の仕事探したいなら、お金もかかる。（職業紹介に）お金を払う。（中略）フリーのもあるが、いい仕事が少ないかな。

F：新しい仕事を見つけるまでたくさんお金かかる。

G：転職する前に新しい登録支援機関を見つける必要があるだけでなく、紹介料も支払わなければならない。

【退職証明書の発行上の問題】

G：退職証明書の発行に関して、会社がさまざまな口実を見つける。新しい会社に就職したいんだったら、今の会社から退職証明書を発行してもらう必要がある。しかし、今の会社が退職証明書を発行しないんだったら、新しい会社に行くことができない。これにより、今の会社が労働者を困難な状況に追い込む。

I：私はずっと転職したかったけど、会社が協力してくれない。特定技能 1 号の場合、1 年以上働いた後に転職が可能だと聞いたけど、今まで 3 回も申し出てきた。でも、いろんな理由で断られて、なかなか転職できない。今の会社が退職証明書を出してくれないから、ずっと転職できないんだ。

【非協力的な登録支援機関】

D：契約書に 3 か月前に会社に言わなきゃいけないです。でも、転職したい人は 3 か月前に言うんじゃなくて、1 ヶ月前になったら言います。3 ヶ月前言わないのが理由があります。みんなは登録支援機関に注意されたくないです。3 ヶ月前にそれ言ったら、登録支援機関にえっ！なんで転職したいの？ってめっちゃ言われる。面接の時は 1 年間だろう。契約書も 1 年間だろうとか言われる。だから皆は何も言わない。新しい会社見つかったら、新しい契約書もサインしてからすぐ言う。ビザも申請中、ビザを他の登録支援機関に申請してもらって、申請している時に言います。その時はビザはもう申請しているから、登録支援機関は何もやることないから。

G：登録支援機関も労働者を転職させたくない。説教ばかりして、全然協力してくれない。

【業種の制限】

D：他の業種に行きたいなら、特定技能の試験を受けなければならない。

I：どんな業種に転職できるわけではない。それで選択の範囲が限られる。業種の制限があるから。試験を受けないといけない。そこはややこしい。

【言語能力の不足】

B：私はN4しか持っていない。でも、求人はN2を求めている。

まず、【受入れ企業との契約上の問題】が挙げられている。これに言及した4名は受入れ企業と 1 年間の契約を結んでいる。契約期間中に転職を試みると、罰金が課せられる場合があり、特に契約期間中の新しいルールの導入や受入れ側からの罰金要求が転職の妨げとなると述べている。この点は「4. 2」で記述した H さんの事例からも観察できる。しかし、労働基準法の第十六条では、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」[5]と規定されているため、特定技能の契約期間中の転職に関しては、受入れ企業に罰金を支払う法的義務は存在しない。つまり、これらの語りから、特定技能外国人の中、法知識や受入れ企業による労働基準法違反行為への対処法に欠けている人の存在が窺われる。インタビューの際、来日前と技能実習期間中の事情も尋ねた。H さんを含めた5名は技能実習生として日本に来る前に、送り出し機関で数ヶ月間、主に日本語や日本の生活、マナーに関して勉強していたが、日本の法律や権利保障に関する授業がなかった。また、技能実習生として日本に来た後の1ヶ月間の研修でも、日本の法律、特に労働関連の法知識についてはあまり教えられなかった。そのため、受入れ企業の罰金要求を無視しても問題がないことが理解されていないと考えられる。また、このような事情から、出入国在留管理庁による受入れ企業への外国人労働者受入れに対する監督が不十分であることが窺われる。

次に、【人材紹介業者への費用の負担】から、特定技能外国人が多くの場合、直接受入れ企業にコンタクトをとるのではなく、人材紹介業者を通じて仕事を探すことが見受けられる。ただし、有料の人材紹介業者を利用する場合、紹介料の支払いが求められるため、これが転職できない原因となっている。この点はHさんの事例においても示されている。つまり、転職を希望しても、新たな仕事を探すための費用を負担できず、現職に留まらざるを得ない状況が生じているのである。この問題は、自発的転職の際に必要な受入れ企業と外国人の間のマッチングを充実させるための公的機関による支援が不十分であることを示唆している。特定技能制度が施行されて以来、受入れ企業と外国人の間のマッチングに関しては、民間の職業紹介業者に依存しているのが現状である。

特定技能外国人が転職する際に不可欠な書類として、現在の雇用主からの退職証明書が求め

[5] 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の第十六条を直接引用する。

られる。しかし、G さんと I さんによると、一部の企業が外国人労働者の転職を妨げるために、退職証明書を発行しない場合がある。このような事態では、転職が事実上不可能となる。また、受入れ企業と登録支援機関の関係において、登録支援機関は通常、受入れ企業からの委託を受けて業務を行い、そして外国人労働者の管理費を受け取る。そのため、登録支援機関は受入れ企業の立場を取ることが一般的である。このような制度的構造から、特定技能外国人が転職を希望した場合、登録支援機関は転職を促進するよりもむしろ非協力的な態度を示すことがあり、これは転職が困難となる一因となっている。これらの語りから、登録支援機関と受入れ企業との間の利益関係に起因する外国人労働者への不当な扱いが見られる。同時に、これは受入れ企業および登録支援機関に対する監督が不十分であることも示唆している。

さらに、他の業種へ転職する場合、制度上、技能評価試験に合格する必要があるため、試験の受験や準備には時間と労力が必要と考えられる。また、受入れ企業は求職者により高い日本語能力を求める場合もある。その結果、求職者の選択肢が狭まる。これらも転職できなかった原因として述べられている。

以上のように、特定技能外国人が転職を希望しても、様々な原因で転職が実現できないことが明らかとなった。続いては、調査結果をまとめた上で、転職をめぐる制度上の問題について考察する。

5. 考察

本稿では、特定技能制度における自発的転職をめぐって、転職の経験がある、または転職の希望がある特定技能 1 号外国人 9 名を対象にインタビューを実施し、転職の理由、転職の過程、および転職ができなかった原因を調査した。

転職の理由を調査した結果、多くの特定技能 1 号外国人が給料や待遇に不満を抱いているために転職を決意していることが判明した。転職を通じて給料や待遇が改善されれば、それが日本に定着するきっかけとなる可能性が高いと考えられる。しかし、転職の過程、および転職ができなかった原因を調査した結果から、転職が順調に進んだケースもあれば、【受入れ企業との契約上の問題】、【人材紹介業者への費用の負担】や【退職証明書の発行上の問題】など、多くの困難に直面するケースも少なくないことが明確となった。これらの結果から、特定技能制度は制度上自発的転職を可能にしているものの、受入れ企業や登録支援機関に対する監督および転職に関する公的支援が不十分である中で、その実現は外国人労働者の自助努力と運に大きく依存しており、多くの場合、転職にはリスクや経済的負担が伴うことが多いと言える。「1.」でも述べたように、特定技能制度の策定側は転職が可能である点を当制度の特長として宣伝してきた。しかし、調査結果からは、特定技能制度における転職が可能になるという点は、実際に転職を容易にするための具体的な支援体制や環境整備を伴わない表面上の改善にすぎないと考えられる。転職が円滑に行えるようにするためには、以下の改善策が必要である。

一つ目、国レベルで受入れ企業と外国人労働者の間のネットワークを構築し、制度化させることは急務である。現時点では、一部の企業はハローワークを通じて特定技能の求人情報を公

開しているものの、そこで公開される情報が、急速に増加する特定技能外国人の需要に十分に応えているとは言い難い。同時に、外国人労働者に対しては、ハローワークの利用を促進するための意識向上や多言語での利用ガイドの提供が必要である。受入れ企業が特定技能外国人を含む外国人労働者と直接的な連絡を取れるようになれば、受入れ企業の人材募集コストを削減するだけでなく、外国人労働者が仕事を探す際に悪質な人材紹介業者に巻き込まれるリスクや高額な紹介料の支払いを抑制することができると期待される。

二つ目、受入れ企業や登録支援機関への監督を強化することが不可欠と考えられる。特定技能制度において、出入国在留管理庁は制度を統括する司令塔の役割を果たしており、受入れ企業、登録支援機関、および特定技能外国人は出入国在留管理庁へ定期的に届出を行う義務を負っている。しかしながら、令和 4 年 9 月末時点で受入れ機関の数は 21,413 あり、令和 5 年 3 月末時点で登録支援機関の数は 8,046 に上る[6]。この膨大な数を出入国在留管理庁がすべて適切に管理することは極めて難しいと思われる。本稿の調査結果からも、受入れ企業による労働基準法違反行為や登録支援機関と受入れ企業との間の利益関係に起因する外国人労働者への不当な扱いが明らかになった。外国人労働者の権益を守るためには、より効果的で受入れ現場に適した対策を講じることが求められる。

三つ目、退職証明書の提出に関する手続きを柔軟化する必要がある。調査結果によれば、退職証明書の発行に協力的でない受入れ企業が存在することが確認された。この問題を改善するためには、退職証明書を提出できない場合の代替措置を設けることが不可欠である。また、法的知識が欠如している特定技能外国人が存在し、契約上の問題や退職証明書の発行に関する問題に対処できず、転職が実現しないケースが発生している。そのため、国レベルで外国人労働者に対する転職支援を充実させることが強く求められる。

本稿では、特定技能 1 号外国人 9 名を対象にインタビューを実施したが、転職をめぐる実態をさらに明らかにするためには、受入れ企業や登録支援機関を調査する必要があると考えられる。これを今後の課題としたい。

【参考文献・資料】

石塚二葉（2018）「ベトナムの労働力輸出：技能実習生の失踪問題への対応」『アジア太平洋研究』（43），成蹊大学アジア太平洋研究センター，pp. 99−115

指宿昭一（2017）「構造的問題を継いだ新たな外国人技能実習制度」『労働法律旬報』（1897），旬報社，pp. 13−17

斎藤善久（2018）「日本で働くベトナム人労働者：問題状況とその背景」『連合総研レポート』（337），連合総合生活開発研究所，pp. 15−19

――　（2019）「特定技能制度における『転職の自由』」『人権と部落問題』71（6），部落問題研究所，pp. 14−21

[6] 出入国在留管理庁（2023）「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第 3 回）資料」を参考する。「https://www.moj.go.jp/isa/content/001390132.pdf」（最終閲覧：2024 年 5 月 24 日）

出入国在留管理庁（2023）「特定技能在留外国人数（令和 5 年 12 月末現在）概要版」「https：//www. moj. go. jp/isa/content/001402075. pdf」（最終閲覧：2024 年 5 月 15 日）
――　（2023）「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第 3 回）資料」「https://www.moj.go.jp/isa/content/001390132.pdf」（最終閲覧：2024 年 5 月 24 日）
旗手明（2019）「技能実習制度からみた改定入管法：ローテーション政策の行方」宮島喬・藤巻秀樹・石原進・鈴木江理子 編 『開かれた移民社会へ』（別冊『環』24）藤原書店，pp. 83−93

同胞結婚した韓国人ニューカマー女性の移住背景と生活に関するライフストーリー
― 主体性（agency）に着目して ―

川端　映美

1.　はじめに

植民地支配によって戦中日本に移住してきた在日朝鮮人[1] や子どもたち約60万人は戦後日本に住み続け、東京・大阪など全国各地でコミュニティを築き、生活を営んできた。伴って、日本では在日朝鮮人や在日コミュニティに関する研究、特にジェンダー視点を導入した研究がすすめられてきた。例えば、在日朝鮮コミュニティにおける家父長制や男尊女卑の問題をはじめとして、被抑圧的な在日朝鮮人女性の生活に着目した質的研究（金，2009徐，2012；山根 ,2017 ）、 韓国人ニューカマー女性の移動や生活に特化した研究も登場し始める（柳，2013；李，2023 ）。 日本における韓国・朝鮮人コミュニティのジェンダー研究は、歴史的な関係性の中で蓄積されてきた。一方で、オールドカマーの二世や三世との同胞結婚をきっかけに日本にやってきた韓国人ニューカマー女性の存在についてはあまり取り上げられていない。彼女たちはどのような背景で在日朝鮮人男性と結婚し、また韓国・朝鮮・日本社会と異なる社会を横断しながら生活を営んできたのだろうか。

本稿の目的は、同胞結婚と呼ばれる韓国・朝鮮ルーツを持つ者同士の結婚によって1970年代以降に日本にやって来た韓国人ニューカマー女性を対象とし、女性の来日背景、生活の諸相についてジェンダーの視点を用いて検討を行うことである。また、彼女たちから語られた来日背景や生活については移住女性の「主体性（agency ）」 に着目し記述を目指す。これら研究目的に即して、本稿のリサーチ・クエスチョンは（１）同胞結婚した韓国人ニューカマー女性の移住背景はどのようなものであったか、（２）同胞結婚した韓国人ニューカマー女性は日本での生活においてどのような困難を抱えていたのかである。

2.　先行研究

[1]　本稿における「在日朝鮮人」の定義は、第二次世界大戦中に日本による植民地支配の影響で日本にわたってきた朝鮮ルーツの者とその子どもたちとしている。それに対して「在日韓国人」の定義は、戦後就労や結婚を目的として日本にやってきた人びとを指す。本稿では、特に結婚を目的として1970年以降に来日した韓国人女性については「韓国人ニューカマー女性」という名称を用いる。

2.1 韓国人ニューカマー女性の移住背景

韓国人女性の国際的な移動をきっかけとして、1990年以降韓国人ニューカマー女性の移動と生活に関する研究について登場し始める。まず柳（2011:87-88）では、こうした韓国人ニューカマー女性による日本への移住増加の背景について（１）韓国社会における女性の地位向上と賃金労働の主体としての役割変化、（２）経済政策による国内の外国人増加とそれによる韓国人女性の来日動機の形成といった韓国側の要因、（３）日本の外国人労働力の需要増加、（４）日本政府の「留学生10万人計画」による留学生の受け入れ条件緩和、（５）オールドカマーやニューカマーの既存のネットワークによるコネクションといった日本側の要因を含めた計５つの要因をあげている。韓国人ニューカマー女性の来日増加の背景には、韓国経済の動向や日本の制度的要因など相互の国によるプッシュ・プル要因に大きく左右されてきた。このほか、韓国社会における純潔イデオロギーや離婚女性に対する強い偏見などから「避難」してきた女性の存在や結婚仲介業者などの仲介型お見合い結婚によって移住する女性の存在も指摘されている（柳，2013内海・澤，2010；大野，2022）。 韓国人ニューカマー女性は日韓の経済的状況及びジェンダー的要因などの複数の構造的要因によって移住を促進されてきた側面があることが窺える。

2.2 同胞結婚

日本における同胞結婚の推移は、1955年 737 組（構成比 66.9% ）、 1965年 3,681 組（ 64,7% ）、 1975年には 7,249 組（ 49,0% ）と次第に減少している。1975年以降も同胞間結婚は減少し続けており、2000年以降は 10% 前後を推移し、2013年には 450 組となっている（9.0%）[2] 。

在日朝鮮人男性による男尊女卑に関しては、いくつかの在日朝鮮社会におけるジェンダー研究でまとめられている。宋（2009）によると、在日朝鮮人コミュニティは日本の抑圧的な社会・経済的条件のもとにあったことで家父長制を強化し、男系血統を重視する文化において朝鮮人男性は配偶者の国籍にかかわらず「「嫁」は家族の文化に同化する対象」だと捉えられていたとする。また、徐（2012）によると、植民地期朝鮮社会のほとんどのジェンダー規範は在日朝鮮人社会に引き継がれ、在日女性一世や二世の時代はジェンダー不平等が常態化し、「男性を主、女性を従」とするようなジェンダー規範を自ら内面化していたと指摘する。

以上、同胞結婚と在日朝鮮社会のジェンダー規範に関する先行研究を概観した。戦後韓国社会は近代化に伴って韓国社会や韓国の女性たちに意識変容をもたらし、女性の役割を変化させていた。一方で、在日朝鮮社会は日本による植民地支配などの影響に伴って韓国社会ほどはジェンダー規範に変革はみられなかったのである。これまでの先行研

[2] 出典：在日本大韓民国民団（https://www.mindan.org/old/shokai/toukei.html#）（ 2024_05_20 閲覧）

究では、在日朝鮮社会で生活する韓国人ニューカマー女性について詳細に取り上げているものは管見の限りほとんどない。では、在日朝鮮社会に生きる韓国人女性たちは、異なるジェンダー規範を持つ朝鮮・韓国、そして日本社会の狭間においてどのように生活を営んできたのだろうか。

3. 理論的枠組み：主体性（agency）

本稿では、ジェンダー的な構造的制約の中で自律的に選択し、積極的に行動する移住女性の「主体性（agency）」（柳，2013；郭，2020；長谷部，2021；大野，2022；李，2023など）。を捉えるための理論を援用する。長谷部（2021）では、フェミニズムの社会政治哲学がこれまで女性のエージェンシーや「女性が自身で選択し行為する能力」を求めてきたことを踏まえて、結婚移住者女性を「夫についていく主体性のない（そして経済的価値のない）女性」と捉えることをやめ、女性たちの主体性について論じる必要性について主張している。柳（2013）でも、これまでに再三語られてきた移住女性像は、社会に「搾取の被害者」や「抑圧される移住女性」といった負のイメージを植え付け、移住女性を「単純な構造的犠牲者」といった負の認識を与えてきた可能性を指摘し、グローバル経済の中での移住女性の主体性に注目する必要があると主張する。

実際、女性による結婚や移住といった選択肢は、社会構造的なジェンダー規範と結びついていることは否定できず、現在をもって何らかのジェンダー規範に苦しめられている女性たちがいることは事実である。一方で、移住女性が被る差別構造やそれによって生じる苦悩を論じるだけでは、1990年代以前にあった研究のように移住女性たちをある観念的な表象に落とし込み、彼女たちが本来経験している現実を無視することにつながる。それゆえ、本研究では結婚移住者による能動的な選択や行動に関する語りに着目することを目指し、彼女たちの「主体性（agency）」を意識しながら経験を記述する。

4. データ

4.1 データの概要

本研究では2022年９月に筆者が大阪府のある夜間中学で行ったインタビュー調査からインタビュー・データを抜粋して提示している。本調査の対象は、1970年以降に韓国から日本に移住を経験した韓国人女性である。本調査の協力者は、韓国・釜山出身のＳさん（70代）と同じく釜山出身のＹさん（70代）の２名である。Ｓさんとは２回のインタビュー（１回目：82分、２回目：67分）、Ｙさんとは同じく２回のインタビュー（１回目：82分、２回目：67分）を夜間中学の教室内で対面にて行った。

調査者と協力者は、夜間中学の教員立ち会いのもと、協力者以外の夜間中学生を含めた複数人で話す機会が設けられ、その際に本研究の目的について簡単に説明を行って、調査に興味を持ってもらった女性たちに再びアポイントメントを取った。そして、インタビュー当日はルビを振った研究倫理に関する説明付きの承諾書を用意し、口頭と紙面

で内容について確認し、協力者の調査への承諾を得た。インタビューの内容は、同じく承諾を得た上で録音レコーダーとフィールド・ノーツに記録している。

4.2 ライフストーリー研究

ライフストーリーとは、一般に個人の語りを指す。また、ライフストーリー研究とは「人間が生きている人生の物語・生の物語・いのちの物語・生活の物語を、ナラティヴ（語り・物語）論の立場」からどのように構成され、意味づけられているかに迫る質的研究方法論であるとされる（やまだ，2007: 124 ）。桜井（2002）は、ライフストーリー研究において「対話的構築主義アプローチ」と呼ぶ、語り手が「いかに語ったのか」といった語りの様式に注目したアプローチを提案する。これには、イフストーリーが単に過去の経験についての語りなのではなく、語り手と聞き手の〈いま　-　ここ〉で語られた相互行為による構築物であるという見方に由来する。本研究では、ライフストーリー研究の経験主義的態度にもとづき、女性たちから語られるストーリーもとに韓国人ニューカマー女性の現実構築を目指す。

データ分析では、Polkinghorne（1995）によるnarrative analysis （「ナラティブ分析」）を援用する。ナラティブ分析は、語られた語りをありのままにプロットとして一つの物語に構成することが特徴である。本研究では、研究対象者から共通点を探ることが目的ではなく、１人の人間の物語として描くことに重きを置いているため等分析を使用する。ナラティブ分析の手続きではデータを全て文字化し、文字化した語りをプロットにして時系列的に結ぶという手順を行う。また語りを時系列的に結ぶことで「人間の経験の時間的・展開的な次元」（Polkinghorne, 1995）に配慮できるとされる。その中で、語り手が示している目的や選択手段だけでなく、一見語りの本質とは関係のない出来事を取り入れることを可能とし、全てを連続的な語りとして構成する。

5. データ分析

本節では5.1～5.4でＳさんとＹさんから語られたストーリーを【移住背景】と【日本生活】の２つのタームにわけ、時系列的に提示する。

5.1 【Ｓさんの移住背景のストーリー】

Ｓさんは韓国・釜山で1947年に祖父、両親のもと３人姉妹の長女として生まれる。Ｓさんが９才の時に、突然父と母が死去し、一家は両親の死をきっかけにして経済不況に陥ってしまう。当時妹の世話を見る者が「誰もいなかった」こと、Ｓさんが「長女」だったことで家族の世話をするのに「(家に) こもってやらな」いとならず、祖父によるの提案を受け入れ９才で学校を退学する。

そして、祖父による「女の子は19歳になったらそろそろ嫁に行くように」という意向で、Ｓさんは19歳の時に同じ釜山に住む１歳上の韓国人男性と結婚する。そこで、夫婦

は長男・長女を授かる。しかし、その十数年後に夫が病気で突然死去し、一家は生活困窮に陥る。２人の子どもたちはまだ学生の時であった。

> おばあちゃんぐらいの年の人やった。で、あの人が「あんまり可哀想やから」、で声をかけてくれました。「子どもを預かれるとこがあるの？」って。「妹も２人結婚したけれど、みんな田舎の親がおるから預かるとこはないや」言うて。で、「子ども預かるとこもあるば。私が日本にええ男がおるから。男性がおるから紹介したいやけれど」って。

夫の死後、生活困窮によって子どもたちの生活費や学費を工面するのがむずかしくなる。すると、隣近所に住んでいた女性から在日朝鮮人男性二世のＡさんを紹介してもらう。その後Ｓさんは単身で来日し、Ａさんに対面する。Ａさんは「朝鮮語で挨拶し」、「子どもも成長は最後までしてやる」と強く子どもの将来を約束してくれたことで、Ｓさんは「安心してここ（日本）で生きていけるわな」と思ったことを語る。Ｓさんは「子どもの成長のため」に日本移住を決意する。

> 親２人はどんな考えでそんななったか知らないけど。子ども３人おいといて、自分２人でおらないようにしてしまったから。今考えたら悔しい。２人おれんかったら、（姉妹）３人どのぐらい寂しいか考えってなかったん違うかな。だから、一生懸命頑張って頑張って、私の子２人は私と同じの人間ならないように育てたから。言葉はわからんくて、でも日本に来ました。［略］私が苦労して子ども２人は幸せになるかどうからないと心持って日本来たのが、本当に幸せになりました。（ソジュンさんが）全部やってくれました。

両親の突然の死による悔しさ、離学による苦労などを子どもたちには二度と遭わせたくないという気持ちから、自身を犠牲にし２人の子どもたちには教育投資を行ってきた。来日当初は確約されていない子どもたちの将来に不安を抱えていたものの、実際Ｓさんが日本に移住したことで韓国にいる子どもたち２人には仕送りでき、希望だった大学まで通うことができた。また、「本当の父親のように」育て、経済援助をしてくれたＡさんに対して、子どもたちは感謝の言葉をよく伝えているそうである。

Ｓさんの【移住背景のストーリー】からは、配偶者の死去と経済的困窮による子どもたちの生活費や学費を援助するために日本に移住したことがわかる。

5.2 【Ｓさんの日本での生活のストーリー】

Ｓさんは、韓国の知り合いに長男と高校生だった長女の２人を託して44歳の時に１人で日本に旅立つ。来日後は、Ａさんと２人で生活を始めるが、家からＡさんの工場を行

き来するだけの毎日を過ごしていた。また、Ａさんは病院や市役所などの施設に行った際に、文字が読めないために書類の内容を理解できず、自分の名前や住所も書くことができなかったために毎回大変困惑したことを吐露する。

> 韓国）おる時は食べていって生きていくので精一杯やったから。勉強もあんなの考えたことなかったです。こっち来たら、やっぱり何にもわからないできて、向こうの国から育って40年おったから。（韓国語の）難しい文字はわからないけど、大体読む、書くのは知っとったから。でこっち来たらひらがなもわからない時やったから。挨拶する時も向こうの文字で書いてから挨拶したし。［略］１年２年、年数がいくたびに悔しさが心にたまってきて。私あの子みたいにちょっと勉強しとったら、読みも書きもできるんじゃないかって思った悔しさがある。

Ｓさんは、日本移住後、９才の時に経験した離学による悔しさを日に日に実感するようになる。韓国では「生きていくのに精一杯」だったこと、韓国語である程度読み書きはできていたために韓国にいた際は不便さを実感することはなかった。しかし、日本では全く読み書きができないことによって離学による影響を大きく実感することになる。

Ｓさんは、民団事務所に出向いた際に日本語学習をできる場について尋ねたところ夜間中学を紹介してもらう。それをきっかけに2018年より夜間中学に通い始める。当時夜間中学に入学し、Ｓさんはひさしぶりに学校で学べることに喜びを感じていたと同時に「学校の門に入るのが怖いぐらいに言葉もわからない、文字もわからない」と不安を抱いていた。入学して４ヶ月後には白内障、婦人科系疾患を立て続けに発症したことで、夜間中学に継続して通えない日が続く。しかし、それでも学校を辞めなかった背景には当時熱心に指導してくれた先生やわからない問題を教え合う心強い同年代の女性たちがいたからそうだ。

> 自分がわからないやつが多いから。学校に行くように、（ソジュンさんに）「あなたも一緒に行ってあかんかね」って。（ソジュンさんは）「いや、恥ずかしいやから、行かへんわ」言いましたけど。「いや、恥ずかしくない。私は教頭先生と約束した。私の知り合いなんで」って。［略］聞き取りが知らないから。（ソジュンさん）来たら一緒に勉強してたら家に帰って聞いてみたら、ちょっと（日本語が）よくなる思って。

Ａさんは子どものころ、同じ学校の生徒から民族差別を受け、Ｓさん同様に学校を離学していた。そこでＳさんは、学校で理解できなかった日本語を自宅で再度聞くことができるからとＡさんを夜間中学に誘う。当初、ＡさんはＳさんと同じ学校に通うこと、女

性ばっかりの夜間中学に通学することを恥ずかしく思い、一度は誘いを断る。しかしＳさんは教頭先生に取り合って夫婦であることを秘密にしてもらい、Ａさんは夜間中学に入学することになる。

また、夜間中学入学までは「何にもできなかった」と振り返るＳさんは、夜間中学で学んだ日本語や日本語の読み書きによって自「希望」や「勇気」を持つことができたという。それがきっかけで日本では積極的に人と交流しなかったものの、２、３年ほど前からは、地域の町内会が主催する、河内音頭を踊る集会に同じ夜間中学に在籍する女性と通い始める。こうした盆踊りに参加したこと自体、Ｓさんにとって大きな一歩だった。

5.3 【Ｙさんの移住背景のストーリー】

Ｙさんは1955年に釜山にて両親、５歳上の姉と３歳上の兄のもと末っ子として生まれた。Ｙさんの子どもの時は「勉強が大嫌い」で、学校では１人で過ごすような大人しい性格だったという。

ある日、Ｙさんは母親の友人に在日朝鮮人男性のＷさんを紹介してもらうことになり、両家親戚の立会いのもと釜山市内の喫茶店でＷさんとお見合いをする。

ユ：「こういう人がいてるから１回見合いしてみえへんか」って話なってしたんですよ。お母さんの友達が。

＊：Ｙさんのお母さんの友達がお見合いを（提案してくれた）？

ユ：そうそうそう。こういう人があるから。で、その人話聞いてみてみたら、ちょっと分かってみたら、旦那が住んでるとこと姉さんの住んでるとこは近いんですよ。30分ぐらいの程度なんです。普通言うたら、日本言うたらものすごい離れてるじゃないですか。で話聞いたらちょうど30分かかってるし、そんな近いとこにいてるなんて、そこにものすごい魅力があったんですよ。

＊：近いから（笑）。

ユ：私が好きな姉さんが近いとこにあるから、「１回見合いしてみます」言うて。あの人が夫が日本の帰り、今日帰る時に、今日12時に飛行機で行くんですよ。喫茶店で今日会ったんですよ、１時間。日本に行く時に。２人とも顔もまともに見てないです。

＊：１時間しかない？時間？

ユ：顔も見てないし、喋ったこともないし。それで見合いして、それでそのまま帰ったんです。

Ｗさんが日本に帰国するまでのたった１時間だけで、親戚の通訳を介して２人は見合いを行った。しかし、Ｙさん曰くＷさんの初対面の印象はあまり良くなく、実の母親に「私日本で結婚せえへんで」と正直な気持ちを吐露した。すると、母は「あんたがそう思うんやったらもうしょうがないな」と許してくれたのである。しかし、先に同じく在

日朝鮮人男性と結婚し日本に住んでいたＹさんの実の姉宅とＷさんの実家が非常に近かったという理由から再度結婚を考え直し、一転ＹさんはＷさんとの結婚を承諾することになる。

Ｙさんの【移住背景のストーリー】からは、親の友人を通した見合い結婚にもとづく移住だったことはわかる。

ユ：お母さんおいてきたからなんか寂しい。半面、これからどうなるやろうな。国が全然違うでしょ。韓国と日本でしょ。韓国で嫁に来たんじゃないし、日本に行くから他の国に行くから、ほんまに複雑な気持ち言うんですか。日本語で言うたらどんな気持ちか、表現的できへんぐらいで。半面はお母さん、体調子悪いお母さんおいてきたから。また半面に日本行って、言葉も知らん、何にも知らんとこいてどうやってこれから生活する、怖さ。１からね、子ども育てて、子どもにどういうように日本語が伝えるかとか。

＊：お姉さんがいるのは嬉しいけど、やっぱちょっとほかの面で心配ですか？

ユ：お姉さん会うのは嬉しいけど、やっぱりね、毎日姉さんと生活するじゃないから。私の生活があるから、その不安。

Ｙさんは当時心臓病を患っていた母親を韓国に置いて日本に旅立つことに不安だった。それに加え、「言葉も知らん、何にも知らん」国で生活することに恐怖感を抱いていた。また、どのように日本語で子どもたちとコミュニケーションを取れば良いのか見当もつかなかった。姉がいることが結婚や移住を決断する一つの理由となったはずが、その当時の心境について「日本語で言うたらどんな気持ちか、表現的できへん」ような「複雑な気持ち」だったと説明している。

5.4 【Ｙさんの日本での生活のストーリー】

日本移住後は、Ｗさんの実家の２階でドユンさんと２人で住み、生活することとなる。実家ではＷさん、Ｗさんの母親と妹の家族で喫茶店を経営していた。来日後、Ｙさんはすぐに子どもを授かったことで自宅では基本的に主婦業をし、自宅で過ごすことがほとんどであったという。また、これまで日本語を学習したことのなかったＹさんは、日常生活において家族とのコミュニケーションに困ったと語っている。

＊：最初その旦那さまとジェスチャーとかで会話してた。でもやっぱりこう伝えたいこととか、なんか伝わりづらかったりとか？

ユ：ほんまにそれね、自分が思ったことを伝えできひんからね。それが１番苦しかったね。

＊：しんどいこととかも言えない。

ユ：心のあることをね、もう伝わらへんから。それが１番あれやね。もしこれが韓国やったらね、自分の心あることなそのまんま旦那に伝えるけど、日本は言葉ができんから。［略］言葉一番大事。私もし次生まれ変わったら言葉知らんとこ行きたくない。自分の国で生まれたら国で生きたい。今うちの娘もまだ結婚してないけど、やっぱり言葉知ってる人と結婚してほしいし。知らん言葉と、知らん人と結婚さしたくないし。一番って思ったのはやっぱり言葉。

＊：それだけ言葉で苦労してきたってことですよね。

ユ：うん、言いたいこと言われへんとすごく辛いんですよ。言いたいこと、心にこうバーと来るけど、こっちできひんからね。それがもう向こうの言葉やったらやね、バー喧嘩して言うけど、こっちは言われへんからね。私もね、それは我慢して我慢して、ちょっとうつ病もかかりましたよ。

Ｙさんは、Ｗさんとの簡単な会話はジェスチャーでコミュニケーションを取っていた。しかし、むずかしいニュアンスを要するコミュニケーションには苦労し、また韓国語のように頭の中にある言葉をそのまま伝えることができなかったため、フラストレーションがたまり「一番苦しかった」と説明する。喧嘩をした際に何か主張したい時でも「言いたいこと言われへん」状態を我慢し続け、結果的に精神的な病気を患うこともあった。踏まえて「言葉一番大事」であると強調し、「もし次生まれ変わったら言葉知らんとこ行きたくない」と切実な思いを語っている。

来日して１年後、Ｙさんは地元の夜間中学に通うことになる。当時姑の０さんが同じ夜間中学に通っていた。０さんは夜間中学に登校する前、喫茶店の仕事で疲れて帰ってきているにもかかわらず、髪を整え楽しそうに通学していた姿が印象的であったという。しかし、当時の夜間中学は若者はおらず、初歩的な日本語を知らなかったＹさんは授業についていけず１ヶ月で通わなくなってしまう。そのほかに、Ｙさんは家族との会話の中で日本語を覚えたり、テレビで流れている日本語を聞いて覚えたりもしていた。しかし、日常生活の中で話す人はＷさん、子どもたち、姉だけで、地域の日本語教室にも通っていなかったため日本語を体系的に学習する機会はなかった。

子どもらはほんまにいい言葉も教えたるんもできひんし、本読みもできひんし、それが１番悔い残ってますねん今。子どもにね、本読むとか。幼稚園からもらってきて、お母さんが書くとこあるじゃないですか。私それも全然書けへんかったもん。やっぱそれが書けてたらよかったな。［略］子どものことでこう書いたり、そんなんができんからね。それが１番悔しいね。これが韓国やったらやっぱり向こうの言葉でちゃんとこう書いたり、そんなんちゃんとできたと思うけど。

Ｙさんは、子どもたちへの本の読み聞かせ、幼稚園での子どもたちの状態や成長を共有するノートでのやりとりをはじめとして読み書きができないことによる育児中において感じた「悔い」を語っている。その上、「今のおかあさん」は幼稚園の教諭に子どもたちの状態をちゃんとつたえる、ノートに書ける親であるとし、それをしてあげられなかった自身の子どもたちは「可哀想」だったと振り返っている。また学校の懇談会では、先生と１対１になって子どもたちの授業態度や成績などについて話し合わないといけないところ、先生の話していることが理解できず、「それが１番辛かった」上に、夫のＷさんに懇談会の付き添いを頼んでも「忙しい」と一蹴されたことを語っている。

ユ：「なんで私は日本に結婚して、こんな目に合わなあかんの」とかほんまにほんまに後悔言うんですか？何回もありましたよ。言葉がわからんから。
＊：それは来てすぐ？　それで韓国に戻る機会とかってありました？
ユ：遊びに遊びに行くことはありました。戻ることはないけど、遊びには行きました。１年１回は行きました。
＊：でも、やっぱ日本にずっといようと思ったのは家族とか？
ユ：そうですね。子どもとか。１回は旦那と姑とさんと妹たちとちょっと仲悪かって子どもおいて、ほんまに韓国帰ろか思った時も１回ありました。で姉ちゃんとこでちょっと行って、「私日本もうええわ」言うて。「もう韓国帰る」言うて、姉ちゃんに言うたんです。ほんだら「あんた今その気持ちで韓国いたら、飛行機で降りたら、子どものこと考えたらほんまに生きていかれへんで」って。姉ちゃんが言ってくれたんですよ。我慢して、もう１回一緒に（家族で）暮らそう思ったんです。

こうした生活上の困難や制約によって、日本で結婚し移住したことについて自問自答する毎日だった。また、Ｗさん家族と仲違いしたことをきっかけに子どもたちをおいて韓国に帰ろうと思ったことも告白している。しかし、姉に叱責をくらい思い止まったことが語られている。

日本に移住してしばらく経った頃、Ｙさんは日本語をすこし話せるようになり、子どもの育児に余裕ができたことでＷさんに喫茶店にてアルバイトを始める。しかし喫茶店でのアルバイトを数年続けた矢先、喫茶店は立ち退きすることとなり閉業する。その後、Ｙさんは喫茶店の閉業で暇になったところ再度夜間中学に通学することを決意する。最初の数年間は、初めて夜間中学に通った時のように授業を理解できず、面白さを実感することはできなかった。しかし、Ｗさんや子どもたちから「もうちょっと辛抱して行ってみ」と諭されたことをきっかけにしぶしぶ通学し続ける。そこでＹさんにある変化が訪れる。

ユ：人の前立ってたら話もせえひんし、人見知りがすごかったし、苦手やし。とにかく

向こう（韓国）では暗い感じ。あんまり人と話してないんですよ。人見たらね、後ろ隠れてるし。友達もあんまりいてないんですよ。［略］性格も変わったし、言葉もそんなにじゃないけどちょっと大体ちょっとわかるようになったし。性格がだいぶ変わったですね。

＊：言ってましたね、その性格変わった。

ユ：性格はだいぶ変わった。

＊：それすごくなんか不思議ですよね。

ユ：そうですね、自分も知らんうちにこんなね変わるとは、ほんまに夢に思わんかったけどね。周りからも言われます。うちの姉ちゃんにも言われるけど。

現在の姿からは全く想像のつかないほど、Ｙさんは人見知りな性格であった。しかし、夜間中学に通い始めてから、Ｙさんの「性格がだいぶ変わった」のである。ここで詳しい理由は明かされなかったが、夜間中学では日本語の読み書きの習得のほかに、熱心な先生に出会えたこと、同じバックグラウンドを持つ韓国人女性たちと「家族のように」よく話したり、行事に積極的に参加し交流していたりすることについて語られたことから夜間中学に通学していたこと自体、Ｙさんの人格に変化をもたらしたのではないだろうか。

6. 考察

本節では5節で示した分析結果をもとに、冒頭のリサーチ・クエスチョンに対する回答を述べる。まず、リサーチ・クエスチョン（1）同胞結婚した韓国人移住女性はどのような背景で移住したのかでは、①女性による生活戦略としての移住、②在日朝鮮人ネットワークによる見合い結婚にもとづく移住の2点をあげる。まず、①女性による生活戦略としての移住については。Ｓさんのストーリーで配偶者の死にもとづく家族の経済的困窮とそれに伴う子どもの学費・生活費援助を目的とした移住について語られた。柳（2011: 88-89）は、韓国人ニューカマー女性の移住要因の1つに「韓日間の賃金格差」をあげている。1960年代後半に韓国でおきた「漢江（ハンガン）の奇跡」は国内総生産（GDP）をはじめとして韓国社会に長期的な経済発展をもたらした。しかし、韓国より先に経済発展を遂げていた日本とはなお賃金格差はあり、日本でのより良い経済状況を求めて移住する女性たちの存在もいたのである。さらに当時の韓国社会では性別・年齢・階層によって賃金に格差が生じていたことから、Ｓさんのように離婚・死別した韓国人女性たちの中には、年齢や学歴などによって就労にあたって不利な立場に立たされる可能性もあったのである。当時の社会や経済の状況によって、韓国人女性たちは移住をせまられるような構造にさらされていたのではないだろうか。

②は在日朝鮮人ネットワークによる見合い結婚にもとづく移住である。協力者2人の移住背景は、知り合いの紹介を通したお見合い結婚に伴う移住でもあった。柳（2013:

114-117）は、在日朝鮮人の親戚や友人による「インフォーマル・ネットワーク」にもとづく見合い結婚とそれに伴う韓国人女性の移住を指摘している。調査地である大阪府は韓国・朝鮮ルーツによる最大のエスニックコミュニティがあることで有名である。例えば、Ｙさんの姉も在日朝鮮人男性と結婚していたことから、Ｙさん家族は在日朝鮮人ネットワークといくらかちかい関係にあったことが推測される。また、在日朝鮮社会では配偶者選択にあたって同胞結婚を推奨する背景もあったことから、ネットワークの強かった1970年代頃にはめずらしくない移住方法だったのかもしれない。しかしながら、Ｙさんによるストーリーからは、家族や知り合いの結婚願望に合わせた訳ではなく、あくまで自身の選択にもとづく結婚及び移住であったことが示唆された。単に見合い結婚と言っても、彼女の自由意志による結婚だったことは強調したい。

次は、リサーチ・クエスチョン（２）同胞結婚した韓国人ニューカマー女性は日本での生活においてどのような困難を抱えていたのかの回答である。協力者２人に共通していた生活上の一番の困難は、「言語」であった[3]。Ｓさんは公的機関での読み書き、Ｙさんは家族とのコミュニケーションや子どもの学校での先生とのやり取りなどに困難を抱えていた。背景としては、来日後の日本の生活や家事、子育てなどに慣れるために時間を費やさねばならなかったこと、自宅と仕事場の往復だけの生活で日本語学習に時間を十分に取れなかった。こうした生活における制約は新たな情報へのアクセスや社会関係の構築を妨げ、生活に必要な情報にリーチできない「情報弱者」になる可能性も高くなる（富谷他，2009）。またＳさんの場合、韓国にいる子どもたちと離れて暮らす心的ストレスや病気の発症、Ｙさんの場合は夫による子育ての無理解や義家族との関係不和などの問題もみられた。彼女たちの置かれていた生活は社会的・経済的に非常に制約されていたに違いない。しかしながら、先行研究でみられたような在日朝鮮人男性による妻への強いジェンダー規範やジェンダー不平等についてはあまり語られなかったのも事実である。例えば徐（2012）では、韓国社会におけるイエ規範によって女性は夜間中学の場などで日本語を学習する時間や機会を奪われて、同胞女性との交流も禁止されていたケースなどが指摘されていた。他方、本研究の協力者２人による語りでは夜間中学での就学及び同胞女性との交流などについて制約されてはおらず、むしろ積極的に通学を後押しする姿や一緒に学校に通う姿などの協力的な一面をみることができた。彼女たちの生活は構造的に制約されていた面もあったが、一概にジェンダー規範や不平等を反映した生活ではなかったことが窺える。

7. まとめ

本稿では、同胞結婚した韓国人ニューカマー女性の移住背景と生活にまつわるライフストーリーから、女性たちのさまざまな移住背景や生活の一部について明らかにするこ

[3] 結婚移住女性の生活における言語の困難については伊藤（2007）、富谷他（2009）、新矢・棚田（2018）など多数の論考で詳細に説明されている。

とができた。彼女たちのライフストーリーからは、社会的・経済的に制約されながら自身や家族の生活のために自己犠牲を払ってまで積極的に行動する「主体性」を垣間見れた。彼女たちのストーリー後半では夜間中学に入学したことによる社会関係の構築、人格形成の変化もみられた。夜間中学に入学したこと自体、彼女たちにとって大きな決断であったことに違いはないが、通学を継続し、自分自身で道を切り拓いてきたのである。しかし、自国及び日本で構造的に抑圧された生活の中で困難を抱えることもしばしばあったことから、女性たちの移住背景や生活をみるには構造的な社会的要因及び主体性の両方を見ていくことが望まれる。また、本研究において 2 人の経験しか取り上げられなかったことはきわめて限定的な結果になった。現在日本にはさまざまなルーツやバックグラウンドを持った移住女性が存在する。今後さまざまな背景で移住してきた女性たちを取り上げていくことで、彼女たちを取り巻く構造的な規範や生活の諸相を個別に明らかにできるだろう。

参考文献

李善姫（2023）『東北の結婚移住女性たちの現状と日本の移民問題　不可視化と他者化の狭間で』明石書店

伊藤孝惠（2007）「国際結婚夫婦のコミュニケーションに関する問題背景　ー外国人妻を中心に」『言語文化と日本語教育』，33，pp. 65-72

内海由美子・澤恩嬉「韓国人女性はなぜ日本に結婚移住するのか―山形県における聞き取り調査の結果に見るプッシュ要因―」『山形大学留学生教育と研究』pp. 13-29

大野恵理（2022）『「外国人嫁」の国際社会学　「定住」概念を問い直す』有信堂

金富子（2012）『植民地期朝鮮の教育とジェンダー　就学・不就学をめぐる権力関係』世織書房

金美善（2008）「移民女性と識字問題について　夜間中学に学ぶ在日コリアン一世の識字戦略」「ことばと社会」編集委員会『ことばと社会　11 号　―多言語社会研究　特集：移民と言語 1』三元社

郭笑蕾（2020）「国際結婚移住女性の主体性と生活戦略」『三田社会学』，25，pp. 127-130

桜井厚（2002）『インタビューの社会学: ライフストーリーの聞き方』せりか書房

徐阿貴（2012）『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成　―――大阪府の夜間中学を核とした運動』御茶の水書房

宋連玉（2009）『脱帝国のフェミニズムを求めて　朝鮮女性と植民地主義』有志舎

富谷玲子・内海由美子・斉藤裕美（2009）「結婚移住女性の言語生活　―自然習得による日本語能力の実態分析―」『多言語多文化 ： 実践と研究』，2，pp. 116 -137

橋本みゆき（2005）「新聞投書欄における在日韓国・朝鮮人の「結婚問題 」」『年報社会学論集』18号，pp. 101-112

長谷部美佳（2021）『結婚移民の語りを聞く　インドシナ難民家族の国際移動とは』ハーベスト社
やまだようこ（2007）『質的心理学の方法―語りをきく』新曜社
山根実紀・山根実紀論文編集委員会編（2017）『オモニがうたう竹田の子守唄　在日朝鮮人女性の学びとポスト植民地問題』インパクト出版会
柳蓮淑（2011）「韓国女性の国際移住に関する要因分析――1980年代以降における就労目的での来日事例から――」『ジェンダー研究』第14号，pp.83-98
柳蓮淑（2013）『韓国人女性の国際移動とジェンダー　グローバル化時代を生き抜く戦略』明石書店
柳蓮淑（2014）「国際移動から韓国の家族を問う　―――ディアスポラとしての韓国人ニューカマー女性」 pp.174-214　平田由紀江・小島優生（2014）『韓国家族　グローバル化と「伝統文化」のせめぎあいの中で』亜紀書房
Polkinghorne, D.　(1995) Narrative configuration in qualitative analysis. International Journal of Qualitative Studies in Education. 8, pp.5-23

日本近代朝鮮語教育史の視点から見た笹山章と朝鮮語（２）
― 『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』を手掛かりに ―

植田　晃次

1. はじめに

笹山章（ささやま　あきら、1870～1924）は福井県に生まれ、郷里で小学校教員・校長を務めたのち朝鮮に渡り、京城・長湍・中江で普通学校の訓導・校長を務めた人物である。また、朝鮮語学習書である『新案韓語栞』・『新案独学鮮語自在　日鮮イロハ辞典（付）』[1]（以下、『鮮語自在』と略）の著者としても知られている。

笹山については、日本語/朝鮮語教材としての分析、資料紹介、朝鮮語教育史などでの先行研究がある[2]。また、後述の『朝鮮地誌唱歌』の編者（の一人）として、朝鮮での音楽教育に関する研究で名が挙げられることがあるものの[3]、笹山についての具体的言及は見られない。本稿の関心と関連するものとしては、李政樹（2001：201）が日本人教師の日本語観を検討する中で笹山の日本語教育観や付随する朝鮮語観を紹介している。しかし、1 つの文献に基づくものであり、その一端を示すにとどまる。

本稿の筆者は、前掲の植田（2018）で笹山の人物史と朝鮮語学習書を通して、彼と朝鮮語の関係を明らかにした。そこでは、「当時の社会的状況の中で、4 章で見た朝鮮語についての理念[4]を掲げながらも、笹山は必要に応じて着脱可能なアイテム[5]としての朝鮮語を用いて人生を切り拓き、それを脱ぐことなく 54 歳で鴨緑江畔に没したようである。」という結論を示した。

本稿では、その後に発掘した『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』を主な手掛かりとして、笹山と朝鮮語の関係について、さらに考察を進めることを目的とする。

2. 『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』の書誌と構成

ここでは主たる考察資料である『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』（以下、『実際』と略）について、山口県立山口図書館蔵（№00235387-8）の原物に基づき書誌と構成を述べる。

奥付の記載内容は次の通りである。大正 2 年 6 月 26 日印刷、大正 2 年 6 月 30 日発行、定価

---

[1] 以下、引用にあたっては、旧字は新字で表記した。
[2] 櫻井（1979）・イ＝ミヒャン（2007）・無署名（2010）・ホ＝ヂェヨン（2011）・李康民（2015, 2021a, 2021b）・植田（2018）など。なお、李康民（2021a, 2021b）では、植田（2018）に言及されていない。
[3] キム＝ヘヂョン（1998）・朴泰成（1999）・金志善（2024）など。
[4] 「思想交換ノ要具タル言語研究ノ忽ニスベカラザルハ今更言フヲ俟タス」（『新案韓語栞』緒言）という文言の中に見られる理念。これについては、山田孝雄流のことば遣いであるという指摘もある（植田 2018：96）。
[5] 植田（2017：23）

30 銭、著述兼発行者　笹山章、印刷者　金崎金平（京城永楽町 3 丁目）、印刷所　日韓印刷株式会社(京城明治町 3 丁目)、発行者としては明記されていないが、町田文次郎(京城本町 4 丁目)[6]とある。なお、表紙 1・標題紙には、「貞洞　笹山　章 著／普通学校に於ける国語教授の理論と実際／京城　町田書籍部」とあり、巻末に町田商店を発行所とする図書の広告があることから、町田文次郎を代表とする町田商店の書籍部が発行所であると見られる。なお、奥付の町田文次郎の上には「雑貨文房具卸問屋／書籍新聞雑誌／物理化学機械／模型標本類／体操及運動具／教員工具一式／測量製図機械／水彩及抽(ママ)絵用品一式／和洋紙帳簿一切／諸印刷物」とあることから、町田商店は学校に様々な教育関連用品を納入する業者であったと考えられる。

縦 224×横 150 ㎜、灰色地に黒色で上述の記載があり、朝鮮総督府の『普通学校朝鮮語読本』・『普通学校国語読本』等の教科書に似た装丁となっている。

標題紙の寄贈印から、1917(大正 6)年 3 月 20 日付で桧垣直右[7]から寄贈されたものであることがわかる。桧垣は後述の通り巻頭の題字も寄せている。

頁建ては次の通りである。本文の章・節題は目次に基づいて示す。ただし、表記を含め本文と異なる箇所は下線を引き、直後の[　]内に本文での記述を示す。

表紙 1 → 表紙 2（白紙）→ 標題紙（ウラ白紙）→ 薄紙（1 枚）→

題字「学而時習之／不亦説乎／／大正元年十一月三日／直右題」(2 頁分)[8]

序（金谷充、大正元年 11 月 5 日）　1-2 頁

自序（笹山章、大正元年 9 月 17 日）　1-2 頁

目次 1-4 頁

【以下、本文（1-99 頁・99 頁ウラ白紙)】

一、国語教授[育]ノ根底　・・・

九、朝鮮語法ノ国語ニ及ボス影響（イ、助辞[助辞ノ]教授ニ注意場合[注意]スベキ場合
ロ、ア[有]リマスト丰[居]マス　ハ、ナサイトク[下]ダサイ[10]　ニ、算術上ノ用語
ニツ[就]イテ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
一〇、漢字ヲ利用スベキ場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
一一、仮名ニテ書マ欲シキモノ（1、同シ漢字ニテ二以上ニテ[以上]訓読アルモノハ
仮名ニテ書クコト　2、義訓読ヲ廃スルコト　3、外国名ハ仮名ニテ書ク[表ハス]
コト）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
一二、国語教授ト朝鮮ニ於ケル漢字音　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
一三、音読ノ名詞ハ訳セザルコト　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
一四、国語ノ読癖ヲ知ラスベキコト（1、漢音読と呉音読　2、重箱読ト湯豆腐読
3、日ノ唱へ方）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
一五、人ヲ呼ブ時ノ敬語ニツイテ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56[58]
一六、会話（1、会話教授ノ注意　2、教授及ヒ[ビ]練習方法）　・・・・・・・・・・・59
一七、作文教授ニ就テ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
一八、通俗用語　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
一九、教室内ニ於ケル用具名称　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
二〇、学校内ニテ[ニ於テ]普通ニ用フベキ児童用語　・・・・・・・・・・・・・・・・78
二一、唱歌ト国語ノ[トノ]関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
二二、附録（1、挨拶[挨拶ノ部]　2、事務室ニ於ケル用語　3、児童取扱上ノ用語
4、一般教授用語　5、国語教授用語　6、習字及ヒ[ビ]作文教授用語
7、算術教授用語　8、体操教授用語　9、使丁用語[用名詞]）　【以上、本文】
奥付 → 広告(奥付のウラ) → 表紙3（貸出カードとホルダー貼付・挿入）→ 表紙4

3. 『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』の成り立ちと内容

1906(明治39)年2月20日付で、郷里の福井県で中郷尋常高等小学校訓導・校長を務めていた笹山は小学校令施行規則第122条第11号により休職を命じられた[11]。その後、1908(明治41)年1月に「前教員　笹山章　任官立貞洞普通學校本科訓導敍判任官三等」として現れる[12]。

自序には、「朝鮮児童ニ国語ヲ教授シ始メシヨリモ七ケ年ノ星霜ヲ経（略）大正元年九月十七日　笹山　章　識ス」とあり、1905(明治38)年から「朝鮮児童ニ国語ヲ教授シ」ていたことになる。そうとすれば、1905(明治38)年から1908(明治41)年までの間にも朝鮮で教育に従事していたことになり齟齬がある。なお、「予前任地ニ於テ初学者ノ和歌ノ添削ヲモノセントキ(中略)目下鮮人ニ国語ノ発音ヲ教フルニモ亦」（30頁）とある前任地は福井を指すと見られる。

---

[10] アリマス、丰マス、ナサイ、クダサイには目次でも傍線あり。
[11] 植田(2018：90)の通り、この休職の理由、その後、朝鮮に現れるまでの動静は詳らかではない。
[12] 「叙任」『官報』附録1(1908年1月28日付)〈韓国近代史料DB〉。なお、この叙任の記述の「前教員」は「刪去」される（「正誤」『同上』3988号(1908年2月4日)〈韓国近代史料DB〉）

序には、「茲に笹山章君深く観る処あり氏が多年の経験を経とし研究を緯として本書を上梓す蓋し機宜に適せる著と謂ふべし以て序となす」とある。また、表紙・標題紙に「貞洞　笹山章 著」とある。これらのことから、福井から朝鮮に渡った笹山が朝鮮語を身につけながら朝鮮人児童に日本語を教えた経験に基づき、貞洞普通学校在職時に執筆し、刊行したと見られる。

この本は笹山が実地体験に基づき、朝鮮人児童に「国語」を教える際の理論とノウハウをまとめた手引書である。目次に見られるように、発音・文字（仮名遣）・「助辞」・語彙（特に漢語）・会話・作文について、朝鮮語と日本語の異同をふまえ、注意点や実践方法を記している。しかし、日本語を頼りに朝鮮語を学習して捉えていることがうかがえる。例えば、頭音法則の理解が中途半端であったり(22-24 頁)、「助辞」の違い（誤用）を朝鮮語の助詞と日本語の助詞の対応としてしかとらえておらず(35-42 頁)、用言との関係や助詞自体の持つ文法的働きを分析できていない。笹山は朝鮮語の運用はできたが、分析はできていないという点で、旧朝鮮語学[13]の人物としての特徴を持つ。しかし、「本居翁」・「金沢博士」・「後藤文学士」の名が引かれているなど様々な知識を意欲的に吸収しようと努めたと見られる[14]。

本書に挙げられた日本語と朝鮮語を対照しようとした試みや附録に挙げられた朝鮮語のフレーズ集を見るに、笹山の朝鮮語運用能力は一定のものであったと考えられる。また、これらの朝鮮語を「国語」教育において使用していたと見られる。

なお、本書の書評に無署名(1913)がある。ここでは、「著者の如く教育の実際方面に従事する者が常に斯る研究的態度を以て自己の所説を発表するは其の勇気頗る敬服の外なきも、仔細に本書の内容を閲する時は未だ以て普通学校等の国語教授の好指針として推奨し難きもの多きは遺憾といふべし。」(51 頁)と全体像を述べている。さらに、所論や挙げた例の妥当性など 5 点を指摘し、「以上の外尚ほ本書の欠陥と思はるゝ節、又は意味不明瞭なる箇所多く殊に本書中措字文法等の不適当なるもの殆んど枚挙に遑あらざるは此の種の著書としては特に注意ありたきもなり。」(53 頁)と酷評している。

4. 笹山章の普通学校教員としての実践

笹山の普通学校教員としての「国語」教育の実践の特徴として、短歌(和歌)・唱歌・朝鮮語の知識という 3 つの要素の利用が挙げられる。

第 1 に、短歌については、笹山は福井時代から親しんでいた痕跡が見いだせる。例えば、『類題採芳集』初集(1903 年)に 4 首、二編(1904 年)に 2 首の笹山の短歌が見られる[15]。『実際』では、短歌と関連して「発音矯正ニ就イテノ意見」の中で以下のように述べている。

「予前任地ニ於テ初学者ノ和歌ノ添削ヲモノセシトキ初メノホドハ語法ニ拘泥セズ逸気奔放主義ニヨリ漸時法則ニ寄ラシメント方針ヲ以テセシニ大ニ見ルベキ成績ヲ得タリ目下鮮人

[13] 矢野(2012)で提唱された概念。
[14] 2,20,52 頁。これらは本居宣長、金沢庄三郎、後藤朝太郎を指すと見られる。この言及により箔付けされて見える可能性もある。
[15] 南野(1903:27,56,190,204)、南野(1904:127,165)。初集の「行けと行けと何時迄我は迷ふらん文の林のはてしなければ」(2 つ目の「行けと」は繰返し記号)の「文の林」は後述の中郷小学校校歌の冒頭にも見られる。

ニ国語ノ発音ヲ教フルニモ亦コノ旨意ヲ以テセントスル者ナリ兎モアレ教授者ハ大ニ其ノ手加減ヲ要スルモノナラント信ス。」(30 頁)

ここからは、和歌自体ではなさそうだが、福井時代から実践していた「和歌ノ添削」で用いていた「旨意」を朝鮮での朝鮮人児童への「国語」の発音教育に取り込んでいたことがわかる。

第 2 に、唱歌については、歌の作詞も含め捉えることができる。もっとも古いものとして、『若越郷土唱歌』(1898 年)に、「常宮浦」[16]という歌の歌詞が採録されている。このほか福井時代には、「中郷十ヵ村の歌」(鉄道唱歌の替歌、1901 年)や当時校長を務めていた中郷尋常高等小学校の校歌(1901 年)を作詞している[17]。後者の歌詞は敦賀市立中郷小学校の校歌として現在も歌い継がれている[18]。さらに、小出雷吉[19]とともに『朝鮮地誌唱歌』(平田善太郎、1912 年 7 月 2 日)を発行しているが、検定無効及検定不認可教科用図書とされ教育現場では使われなかった[20]。『実際』巻末の広告では、笹山のみを著者とし、発行所は町田商店、定価 6 銭とあり発行所が異なっている。

『実際』では、まず「発音矯正」の箇所に以下のような言及が見られる。

語頭のク・ス・ツ・ヌ・フ、特にツは朝鮮語にはない音であるため発音が困難と述べ、舌の位置や開口度を説明し、適当な語例を用いて練習を重ねるという方法を示している。その後に、「特ニ唱歌教授ト相俟ツテ注意スレバ其ノ効果ヤ著シカラン」[21]と主張している。(17-18 頁)

また、語頭の濁音特にガ・ダ・ヅの発音が困難であり、舌の位置・開口度等により会得させると同時に、児童は音の弁別力が乏しいために反復練習が必要性であると主張している。その後に、「又唱歌教授ト相俟ツテ一入之注意ヲ要スルハ勿論」、「金沢博士」が言及した方法をも用いることを提起している。(20 頁)

さらに、「唱歌ト国語トノ関係」では、「勤倹貯蓄ノ唱歌 (譜ハ鉄道唱歌ノ如キ任意)」を提示するとともに、以下のように述べている(80-82 頁)。

「唱歌ノ目的ハ已ニ朝鮮教育令ニ明記シアリ猶ソノ外ニ唱歌ハ愉快ニ深呼吸ヲスルモノナ

---

[16] 吉田(1898: 20-21)

[17] 敦賀市立中郷小学校ウェブサイト(https://edu.ton21.ne.jp/nakago/)＞学校の紹介(2024 年 5 月 24 日接続)、同＞中郷 News 2020/01/29(NDL WARP、2020 年 2 月 10 日時点/2024 年 5 月 24 日接続)。前者は「中郷郷土唱歌」(植田 2018:95)と同一である可能性がある。

[18] 敦賀市立中郷小学校ウェブサイト＞学校の紹介(2024 年 5 月 24 日接続)。また、笹山は同年 5 月 18 日制定の校章も考案している(同行ウェブサイト＞がっこうのしょうかい(1) (NDL WARP、2010 年 8 月 1 日時点・2024 年 5 月 24 日接続)。なお、植田(2018:95)で資料により齟齬があるとした笹山の同校在職期間の終わりについては、同校の校長先生より 2018 年 12 月 10 日付のメールで、1906(明治 39)年 2 月 20 日が正しいとご教示いただいた。併せて、笹川房についても植田(2018)で示した以外にはわからないとご教示いただいた。

[19] 1867～1847、兵庫県出身、東京音楽学校専修部を卒業後、島根・東京の尋常師範学校や東京師範学校に勤め、日本人学政参与官制度の下で旧韓国政府に学部音楽教師として招聘され、1907 年に赴任した官立漢城師範学校を皮切りに官公立中等機関の唱歌教員として活動した人物である。『普通教育唱歌集　第一輯』・『新編唱歌集』唱歌教科書編纂に深く関わった。本注の記述は高仁淑(2004:33)・金志善(2024:173)に基づく。

[20] キム＝ヘヂョン(1998：137)・朴泰成(1999:26)・金志善(2024:140,173,196)。朴と金は、検定の無効・不認可の根拠として、朝鮮総督府『教科用図書一覧』第 9 版(1915 年)14 頁を示している。この他、高仁淑(2004:33)のように、同書を小出の著書としてのみ挙げている場合もある。本稿の筆者は本書を確認し得ていない。

[21] これらの発音はいずこでも困難であり、「内地ニテモ物云ヒ初メノ小供ニハフクベノ練習ヲサセヨトハ己ガ片田舎ノ言伝ヒナリ、」とも述べている。

レバ国語科ニ於テ労セシ精神ヲ唱歌ニ依リテソノ方面ノ心的作用ヲ休息セシメ心ノ安易ヲ得シムルヨリ精神ノ転換上ニ大ナル効力ヲ有スルノミナラズ発音練習上必要及ビ校訓トノ趣旨ヲ歌ハシムレバ知ラズ知ラズノ中ニ児童ノ脳裏ニ徹底セシムルコトノ裨益尠カラザルモノト信ズ、」

このように、福井時代から身近であった唱歌を教育に取り入れようとしていたことがわかる。

第3に、朝鮮語の知識については、前述のように、『実際』は笹山の実地体験に基づき、朝鮮人児童への「国語」教育に当たっての理論とノウハウをまとめた手引書であり、随所にそれが反映されている。

以下では同書のうち朝鮮語が示された箇所である「附録」を見る。

附録には、以下に例示するように日本語のフレーズと朝鮮語訳が示されている[22]。

(一)挨拶ノ部　人事의部

1、出会ノ時
- 御早(朝)(オハヨウ)　밤사이엇더ᄒᆞ심니가、
- 今日(コンニチ)ハ　날사이엇더ᄒᆞ심니가、
- 近項(チカゴロ)ハ如何(イカ)デスカ[23]　요사이엇더ᄒᆞ심니가、어더ᄒᆞ심니가、(略詞)

(二)事務室ニ於ケル用語

1、看護当番　간호당반(ママ)　明日ノ当番ハ誰デスカ。　ᄂᆡ일당반(ママ)누구요

(三)児童取扱上ノ用語

1、入学願書　입학원셔　入学願書ヲ出シナサイ。　입학원셔를ᄂᆡ시오

(四)一般教授用語

1、判リマシタカ　알어슴니가　マダ判リマセヌカ。　아직모르겟심니가

(五)国語教授用語

1、本ヲ出シナサイ　칙ᄂᆡ시오　本ヲ出ストキニ音ヲサシテハイケマセヌ
칙ᄂᆡ일쌔에소리ᄂᆡ셔는안되오

(六)習字及ビ作文教授用語

1、硯ト紙　벼루와조희　硯ト紙ヲ出シナサイ、　벼루와조희를ᄂᆡ시오[24]

(七)算術教授用語

1、加ヘル　가ᄒᆞ여라[25]　加ヘマシタカ。　가힛심니가

(八)体操教授用語

---

[22] (一)は7例、(二)～(八)は各10例、原文は縦書である。なお、(二)以下は日本語のルビを省略する。(一)はここに示す通り、(二)以下は上に日本語・朝鮮語を2行に併記し、その下に括弧で括って同様に両言語を併記してある。

[23] 項はママ

[24] 丞は右に90度転倒。

[25] 命令形が示されており、日本語と異なる。

1、気ヲツケ　긔착　動イテハイケナイ。　움지겨셔는안되오

附録の冒頭には、「内地人教員ハ朝鮮語、朝鮮人教員ハ国語ニテ少クトモ茲ニ記載セントスル語ニ通ジ置クノ要アラン」(83 頁)と書かれており、ここに示された朝鮮語は「内地人教員」のためのものと判断できる[26]。

このほか、「国語」教育に関する笹山の文章に以下のものがある。

「国語教授方案」『朝鮮教育会雑誌』28、朝鮮教育会、1914.5.15 発行、20-25 頁(笹山の肩書は貞洞普通学校々長)

「鮮人同化と国語教育」『国語教育』2(6)、国語研究会 編、育英書院、1917.6.1 発行、12-15 頁(笹山の肩書は朝鮮長湍普通学校長)

また、3 冊とも原物が確認できないが、『新撰国語指南』(『実際』、1913 年、広告[27])・『模範自解日鮮単語付国語独修』(『鮮語自在』7 版、1920 年、広告[28])・『独学自解国語講義録』(『鮮語自在』15 版、1922 年、広告[29])の 3 冊の日本語学習書を著したようである。これらは普通学校教員としての実践の延長線上にあるものとみなしうる。

5. 朝鮮語学習書著者の笹山と普通学校教員の笹山にとっての朝鮮語

ここではまず、笹山の朝鮮語学習書に表れた朝鮮語観を見る。『新案韓語栞』(1910 年)の「緒言」では「日韓[日鮮人]関係ノ日ニ増シ親密ヲ加フルニ従ヒ思想交換ノ要具タル言語研究ノ忽ニスベカラザルハ今更言フヲ俟タス[ズ]是レ余カ[ガ]浅学韮才ヲ顧ミス[ズ]上梓ヲ敢テシタル所以元ヨリ閑ヲ偸ンテ[デ]ノ研究ナレバ魯魚ノ誤リナキヲ保セザレドモ多少斯学ノ為貢献スル所アラハ[バ]望外ノ幸ナリ」と述べている。なお、『鮮語自在』(1918 年)も内容は『新案韓語栞』の使い回しであり、[　]内のように軽微な修正が施されたのみの「緒言」がそのまま載っている。ここでは前述のように「思想交換ノ要具タル言語研究ノ忽ニスベカラザル」という理念を述べ、日本人の朝鮮語学習を後押しする論調である。また、序でも「其士ニ入ラハ先ツ其語ヲ知ランコトヲ要ス是レ事ヲ成シ業ヲ遂クルノ基礎ニシテ又捷径タレハナリ」(俵孫一)、「日韓関係ノ愈々親密ヲ加ヘ両国人士ノ来往益々頻繁トナルニ従ヒ、特ニ必要ナルハ互ニ言語ヲ理解シ以テ意思感情ノ疎通融和ヲ図ルニ在リ」(隈本繁吉) というようにこの理念を下支えする記述が見られる。

---

[26] しかし、美濃罫紙を미롱쾌지とした誤植(85 頁)、丕の 90 度転倒(92 頁)のほか、朝鮮語が抜けている文が 9 文 (88-94 頁) あるなど杜撰な点が見られる。また、3. で見たように内容に対する酷評もある。

[27] 広告には「全一冊／代価八五銭／特価五十銭」とある。

[28] 広告はすべて朝鮮語で、「諸君の国語は完全か　成功の源は最完全な国語を使用することに在り、完全な国語を練習することには本書を使用ことが第一なり著者は国語教授に十数年経験のある者であり本書は諸氏に最完全な国語を独学させるよう著述したものであるので万人必携の宝典でございます」(本稿の筆者訳・以下同様)という宣伝文句と「国語独学指針」・「成功の捷径」というキャッチフレーズが示されている。ウツボヤ書籍店刊、定価 70 銭、送料 6 銭とあり「新刊発行」としていることから『鮮語自在』7 版発行の 1920 年 5 月 1 日頃に発行されたと推定される。

[29] 広告には「文学博士金沢庄三郎序　笹山章著」とあり、「鮮人の日語研究者の初学者向として編纂せしもの定評有書也」という宣伝文句がある。定価 60 銭、送料 4 銭。

一方、「国語」教育関係では、李政樹(2001:201)が上述の「鮮人同化と国語教育」を取り上げて、笹山の日本語教育観や付随する朝鮮語観について以下のように指摘している。

「朝鮮長湍普通学校校長の笹山(1917)は、様々な日本語教育観を述べている。「新領土内の民族に対する真の同化は、其の民族固有の言語が消滅した時に、始(ママ)めて見られる(中略)之れを亡ぼすことが出来ないまでも、忍耐持久以て国語の普及に努め、国民勢力の扶植に熱中すれば、漸次新領土の民族語が消衰を来し、遂に所定の目的を貫徹し得る」と「同化論」、「勢力扶植論」及び、それによる「朝鮮語消滅論」を述べている。／特に朝鮮語に関しては、廃止することを唱えている。その理由として、従来朝鮮には漢学が大事にされ、朝鮮語(諺文・ハングル)はあまり教えられていなかった点、日本語教授の進歩の妨げになる点などを挙げている。また、「(本稿の筆者注:稚子が)鮮語を模倣するを見て喜ぶがごとき人をも見受ける、これらも国語の普及を妨げ、教化上に障害を与へる」といい、当時、朝鮮語を学習しようとした日本人を批判し、相互理解のための日本人の朝鮮語学習について反対している。」[30]

さらに、朝鮮語を学ぶ内地人への批判は激烈であり、他にも「内地人の多くは、朝鮮語を学ぶに孜孜として他を顧るに暇もないような風で、恰も枝葉の手段と方法に腐心し大根幹の設定を忘れてゐるようである。」、「国語普及の促進を図るには、内地人は国語の模範を示し其の必要性を感受せしめんが為め、特殊の事情を有する者の外は如何なる塲合に於ても朝鮮語を使つてはならぬ、又判つた風を見せてはならぬと思ふ」、「朝鮮語の奨励は望ましくない」、「中には衣食住其の他日常習慣等まで鮮人に阿従し、鮮語を操るを以て得意とし、其の行為に至ても却て鮮人よりも指弾を受くる者」などという言葉に次いで、「これらに対しては朝鮮人以上に指導訓戒を与へて置く必要はありはせぬか」とまとめている[31]。これらは、笹山の「将来に於て朝鮮語の発展と存在を認むる必要がないとすれば、今より教授しない方が、帝国のため朝鮮人のために得策であらうと信ずる。」という信念に発するものといえよう[32]。

さらに、『実際』を見ても、同じような論調が見られる。前述のように日本人の朝鮮語使用について、まず「内地人教員ハ朝鮮語、朝鮮人教員ハ国語ニテ少クトモ茲ニ記載セントスル語ニ通ジ置クノ要アラン」(83 頁) と必要性があることを述べている。

ところが、ここでも日本人にとっての朝鮮語の必要性を述べているにも拘わらず、「内地人教師ハ極堪能者ニアラザレバ朝鮮語ヲ用ヒザルヲ佳トス。教授ノ神聖ヲ犯スノ恐レアレバナリ」(88 頁)と「極堪能者」以外の朝鮮語使用には否定的な見解を示している。

このような書きぶりからは、笹山自身はアイテムとして身につけた朝鮮語の「極堪能者」であると思われるが、ここで自らが批判した「内地人」とは異なる朝鮮語との接し方をとったと

---

[30] 李政樹(2017)での引用の誤りを訂正して示した。ママは本稿の筆者、下線は李による。

[31] 逆に朝鮮人の日本語使用については、『実際』で「国語ニハ余リ見エザル語」について、「内地ニ通セザル国語ハ敢ヘテ授クルノ要ナクレバ強テ訳語ヲ用フルノ要ナカラン。」(16 頁)という主張しているほか、「朝鮮人ノ国語ヲ使用スル中ニ往々直訳的ノ語ヲ用フルアリ此等ハ聞キ苦ルシキノミナラズ国語上最モ卑シムベキコトナリ。」(39-40 頁)と「直訳的ノ語」に対し強い批判的見解を述べている。

[32] これはすでに見た「国語」の純粋性や優位性の重視の裏返しであろう。なお、笹山は日鮮同祖論等は「確実な証拠もないやうだから、根拠のない一の伝説としか見るより外はなからう。」と否定している(13 頁)。

みることができるだろう。

このような朝鮮語学習書の著者としての朝鮮語観と普通学校教員としての朝鮮語観は一見相反するもののように見える。この実像については、6. で述べる。

6. おわりに

前章で見た相反するような朝鮮語観から見て、笹山は日本人にとって朝鮮語が必要だと考えていたのだろうか、あるいは不要だと考えていたのだろうか。いずれの考えを持っていたかはわからないし、時代の流れの中で変化したのかもわからない。

ここで朝鮮での日本人音楽教員についての金志善の分析を参照する[33]。金は植民地朝鮮で活動する日本人教員の待遇は彼らが朝鮮に渡るひとつの動機とも考えられると指摘している。具体的には、朝鮮での日本人教師には、俸給(加俸もあり)・死亡時の賜金・退隠料・宿舎料・朝鮮内の出張等の旅費といった面で優遇政策が採られていた。身分の面でも、朝鮮公立普通学校官制の施行(1911 年)により高等官または判任官とされ、優遇を受けるものであった。このように、「日本人教員は朝鮮で官吏としての社会的な地位と経済的な利益を得ることができ」た[34]。また、中等音楽教員の場合、他校の嘱託講師としての教育活動、作曲、演奏などの音楽活動によって得る収入から経済状況もよかったと思われるという。これを笹山に当てはめれば、郷里・福井での教員生活より社会的・経済的により待遇のよい朝鮮にそれまで携わった短歌・唱歌といったアイテムを携えて渡り、朝鮮人児童の「国語」教育の場に新たな生計を営む場を見出した。さらに朝鮮語を身につけて教育の場では「国語」教育に用いたが、いずれ消滅するものという認識の下で、限定的に用いるアイテムのひとつであった。他方、在朝日本人社会という場では、音楽教員が音楽活動によって収入を得たように、商業出版物として 9 年で 16 版を数える売れ筋の朝鮮語学習書[35]を出版し、それが売れることによって副収入を得ることもできた。そして、54 歳でおそらく現職のまま朝鮮でも気候の厳しい[36]中江鎮で没した。

ところで、笹山は『実際』に次のようなエピソードを書き残している。

「予小学校ノ生徒デアツタ時海岸ニ遊ンダ記ヲ作ラセラレタトキ石ガ水面ヲ飛ンデ行タ有様ヲ何ント書イタラヨイデスカト問ヒシニ先生「石水ヲ縫フテ走ル」ト教ヘテ呉レタ、余リ嬉シカツテ今マデ忘レナイデ居ル、」(65-66 頁)

このエピソードは、その時から 30 年以上経った 42 歳の頃に書いたものであり、笹山の心に深い印象を残していることが看取される。この出来事は、笹山が教員を志望したひとつの要因であると推察することも可能であろう。これは『実際』の中に見られる朝鮮人児童への「国語」教育で「効果的に」教えるための創意工夫や、朝鮮語を**身につけてしまった**という行動に見ら

---

[33] 以下、本段落は金(2024:175-178)の抜粋・要約である。

[34] 笹山は年譜のように少なくとも判任官であり(1913 年)、亡くなった 1924 年の朝鮮総督府の職員録によれば、官等は四等、勲八等、従七位であった。

[35] この性格については、植田(2018:92-93)で検討した。

[36]「鮮内で最も低温地域は蓋馬高台の一部と中江鎮附近であつて中江鎮の(一)四十三・六度(昭和八年一月二十二日)が全鮮の記録である。」という(朝鮮総督府観測所 1937:19)。ただし、同頁の表では 1 月 12 日とある。

れる、「努力家」の教師としての教えることへのある種の熱心さにもつながるものであろう。

人生での選択には複合的な要素が絡み合っていることは言うまでもない。教師となった笹山は、時代の中で朝鮮人児童に日本語を教えることによってよりよい人生を送ることを選んだと見ることができる。朝鮮語の使用や学習書の執筆と「国語」教育における朝鮮語消滅論とは相矛盾するように見えるが、よりよい人生への選択という視点から見た時、相通ずる営みであり[37]、二つの朝鮮語は矛盾なく共存するアイテムという像を結ぶことになる。植田(2018:94)でも指摘したように、笹山と同じように朝鮮で教育に従事し、朝鮮語を学び、着脱可能なアイテムとしてそれに接した日本人は数多く存在したのである[38]。

引用文献[39]

イ＝ミヒャン(2007)「日本語話者のための開化期韓国語教材の言語教授考察」『韓国語教育』18(1)、国際韓国語教育学会＊

植田晃次(2017)「日本近代朝鮮語教育史の視点から見た山本正誠と朝鮮語」『言語文化研究』43、大阪大学

植田晃次(2018)「日本近代朝鮮語教育史の視点から見た笹山章と朝鮮語」『日本語言文化研究』5(下)、延辺大学出版社

上田正昭 他(2001)『講談社　日本人名大辞典』講談社

キム＝ヘジョン(1998)「総督府時期の音楽教育政策研究－官・公立学校を中心に－」『音楽と民族』16、民族音楽学会＊

金志善(2024)『植民地朝鮮の西洋音楽』青弓社

高仁淑(2004)『近代朝鮮の唱歌教育』九州大学出版会

櫻井義之(1979)『朝鮮研究文献誌』龍溪書舎

朝鮮総督府観測所(1937)『朝鮮気象三十年報』朝鮮総督府観測所D

ホ＝ヂェヨン(2011)「日本人を対象とした朝鮮語教育資料」ホ＝ヂェヨン 解題『新案韓語栞』亦楽＊

朴泰成(1999)「大韓帝国における愛国唱歌教育運動と学部の植民地音楽教育政策」『音楽教育学』29-2、日本音楽教育学会

南野政太郎(南埜正文)(1903)『類題採芳集』初集、月の家D

南野政太郎(南埜正文)(1904)『類題採芳集』二編、月の家D

無署名(1913)「紹介」『朝鮮教育会雑誌』19、朝鮮教育会

[37] 中郷小学校ウェブサイト＞学校の紹介＞校章／校歌(2024 年 5 月 24 日接続)に示された「その背景には、明治期の「努力し、学ぶことで高い地位を得ることができる」社会の到来を子どもたちに教えようとする思いがあることが伝わってくる。」という校歌の歌詞の解釈とも通ずるであろう。

[38] これらの営みを現代の価値観のみで評価することは困難であろう。

[39] 朝鮮語文献には「＊」を付す。便宜上、漢字表記の朝鮮名は日本漢字音により配列する。本文中を含め、デジタル化資料にはDを付したが，新聞・官報には付していない。また，リポジトリなどで公開された論文等はその旨を示していない。

無署名(2010)「新案韓語栞」『国立中央図書館所蔵「1945 年以前韓国語関連資料」改題集 IV』国立中央図書館＊
矢野謙一(2012)「日本における旧朝鮮語学」『日本語言文化研究』2(下)、延辺大学出版社
吉田恒三 (1898)『若越郷土唱歌』北隆舘出版部 D
李康民(2015)『近代日本の韓国語学習書』亦楽＊
李康民(2021a)「1910 年刊『新案韓語栞』について」『比較日本学』51、日本学国際比較研究所＊
李康民(2021b)「『新案韓語栞解題』」李康民 編『新案韓語栞・日韓・韓日言語集』亦楽＊
李政樹(2001)「韓国併合前後の日本語教育観」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第 2 部(50)、広島大学教育学部

[付記]本稿は JSPS 科研費 23K00745 による成果の一部である。なお，それ以前の科研費(17320085・20320081・23520671・26370726・18K00782) で得た知見も含んでいる。資料閲覧での関係諸機関のご配慮、注 18 のご教示、一連の科研費での共同研究者・矢野謙一名誉教授（熊本学園大学）からの多くのご助言を賜った。あわせて感謝申し上げます。

なお、現在では不適切とされる語句も歴史的経緯から当時の表現を用いた場合がある。

年譜

年月日	年齢	事柄[出典略号]
1870(M3)0711	0	福井県坂井郡で吉江家に生まれる[ア、植][40]
1891(M24)0401	20	福井県尋常師範学校尋常師範学科卒業[福 1891.4.2、植]
1891(M24)0401	20	福井県小学訓導坂井郡本荘小学校（月俸金八円支給）[福 1891.4.3]
1892(M25)0713	22	福井県敦賀尋常高等小学校訓導（判任待遇）[ア]
1897(M30)1207	27	福井県中郷尋常高等小学校訓導（判任待遇）[ア]
1898(M31)0726	28	「常宮浦」作歌(『若越郷土唱歌』)[奥]
1899(M32)0328	28	中郷尋常高等小学校[41]初代校長[中、植]
1901(M34)0403	30	「中郷十ヵ村の歌」(鉄道唱歌の替歌)作詞 [中、植] ＊「中郷郷土唱歌」？
1901(M34)0429	30	中郷尋常小学校校歌を作詞・制定[中、植]
1901(M34)0518	30	中郷尋常高等小学校校章を考案・制定[中]
1903(M36)1225	33	『類題採芳集』初編に短歌 4 首収録[奥]

[40] 主な典拠は項目末に以下の略号を[ ]を付して示す。ア：アジア歴史資料センター(A11113215700)、植：植田(2018)、奥：奥付、官：国史編纂委員会韓国近代史料 DB 職員録資料＞朝鮮・大韓帝国官報、朝鮮総督府官報、金：金志善(2024)、広：広告、職：国史編纂委員会韓国近代史料 DB 職員録資料＞職員録資料(当該年)、中：敦賀市立中郷小学校ウェブサイト、朝：『朝鮮教育会雑誌』、同：「死去会員名列」『同窓会報告』22、福井県師範学校同窓会(1924.12.20)、福：『福井新聞』、朴：朴泰成(1999)

[41] [中]＞学校の紹介＞校章／校歌(2024 年 5 月 24 日接続)では「中郷小学校」とあり、「明治 34 年(1901)校名を中郷尋常高等小学校とす」とされている。

1904(M37)1201　34　『類題採芳集』二編に短歌 2 首収録[奥]
1906(M39)0220　35　小学校令施行規則第 122 条第 11 号により休職[ア]
1908(M41)0128　37　官立貞洞普通学校本科訓導叙判任官 2 等[官附録 1(1908.1.28)、3988 号「正誤」(1908.2.4)]
1908(M41)0000　38　官立貞洞普通学校教監兼本科訓導[職]
1910(M43)0331　39　公立普通学校本科訓導兼教監／公立貞洞普通学校在勤[官 4656 号、職]
1910(M43)0830　40　『新案韓語栞』初版発行[奥]
1911(M44)0000　41　貞洞公立普通学校訓導・校長[職]
1912(M45)0721　42　『朝鮮地誌唱歌』発行 → 不認可(1915 年)[朴、金]
1912(T1) 0801　42　明治 45 年勅令第 56 号の旨に依り韓国併合記念章を授与［官 250 号附録(1913.6.2)］
1913(T2) 0224　42　父親が郷里で亡くなり、吊慰料を互助会から受ける［朝 18 号］
1913(T2) 0630　42　『普通学校に於ける国語教授の理論と実際』発行[奥]
1913(T2) 頃　43　『新撰国語指南』発行[広『実際』]
1913(T2) 1231　43　判任官 2 等[ア]
1917(T6) 0601以前　46　長湍公立普通学校訓導・学校長（官等:5）［職］
1917(T6)0601　46　「鮮人同化と国語教育」『国語教育』6[奥]
1918(T7) 0331　47　兼任朝鮮公立簡易実業学校訓導[官 1703 号(1918.4.13)]
1918(T7) 1018　48　『新案独学鮮語自在』初版発行[奥再・15・16 版]
1919(T8) 0320　48　『新案独学鮮語自在』再版発行[奥]
1919(T8)0501　48　『新案独学鮮語自在』3 版発行[奥 15 版]
1919(T8)0720　49　『新案独学鮮語自在』4 版、同年 1110 に 5 版発行[奥 15 版]
1919(T8) 0000　49　中江鎮公立普通学校訓導・学校長(官等:5)[職]
1920(T9)0201　49　『新案独学鮮語自在』6 版[奥 15 版]、同年 0501 に 7 版[奥]、0703 に 8 版、0909 に 9 版、1015 に 10 版、1203 に 11 版発行[奥 15 版]
1920(T9)1101　50　敍勲八等授瑞宝章[官 2540 号(1921.2.1)]
1920(T9) 頃　50　『模範自解日鮮単語付国語独修』発行[広『鮮語自在』7 版]
1921(T10)0126　50　敍勲八等授瑞宝章[ア]　＊1920(T9)1101 と齟齬あり
1921(T10)0307　50　『新案独学鮮語自在』12 版、同年 1110 に 13 版発行[奥 15 版]
1922(T11)0301　51　『新案独学鮮語自在』14 版[奥 15 版]、同年 0705 に 15 版発行[奥]
1922(T11)0401　51　朝鮮公立学校官制施行右附則に依り朝鮮公立普通学校訓導[ア]
1922(T11)0705　51　『新案独学鮮語自在』15 版発行［奥］
1922(T11)頃　52　『独学自解国語講義録』発行［広『鮮語自在』15 版］
1923(T12)1130　53　勲八等、敍従七位（在職 20 年）［官 3404 号(1924.12.17)、ア］
1924(T13)0902　54　死去[同 20 頁]
1927(S2)0501　－　『新案独学鮮語自在』16 版発行[奥]

研究ノート

批判的社会言語学とウェルフェア・リングイスティクスの接点
― あらたな批判的社会言語学の可能性について ―

山下　仁

1. はじめに

本稿は、批判的社会言語学とウェルフェア・リングイスティクスの接点について考察することを目的とする。まず批判的社会言語学を概観し、次に批判的社会言語学に属すると考えられる Siegfried Jäger の批判的談話研究の特徴を確認する。さらにウェルフェア・リングイスティクスの課題のいくつかを挙げ、最後に批判的社会言語学とウェルフェア・リングイスティクスの接点とこれらの学問分野の可能性について考える。

2. 批判的社会言語学について

批判的社会言語学について、筆者は 2003 年に「現時点では、批判的社会言語学という用語は定着しておらず、それがどんな学問分野であるかも明確でないので、ここでそれを説明しようと思う」と述べ、日本語の文献をもとに、「批判的社会言語学とは「自由な精神」と「何はばかることのない批判精神」によって「現実と四つに組んだ独創的な研究」を行おうとする学問分野と言うことができるだろう」（山下 2003）と記した。その後、2022 年に Jürgen Spitzmüller の *Soziolinguistik: Eine Einführung* という本が出版され、批判的社会言語学がメタ語用論的社会言語学とともに取り上げられていた。そこにはブルデューやフーコーの理論を援用した批判的社会言語学が今世紀になって次第に注目されつつあると記されていた。すでにこの本の書評を書いたことがあるため、以下ではまず、その書評も踏まえつつ Spitzmüller の社会言語学の教科書に記された批判的社会言語学がどのようなものであったかを確認しておきたい（山下 2023）。

Spitzmüller の *Soziolinguistik* 全体をまとめると、1 章の導入ののち、2 章では構造理論、行動理論、構築理論といった社会学の理論が、社会をどのようにとらえているかが論じられる。3 章では「言語変異」や「言語変種」といった社会言語学上の概念が解説され、4 章では社会言語学の歴史が記される。5 章と 6 章と 7 章では、2 章でとりあげられた構造理論、行動理論、構築理論という社会学の理論に対応する社会言語学の分野として、言語が社会の一部を反映していることを明らかにしようとした変異言語学（5 章）、言語が社会を形成しているということを明らかにした相互行為の社会言語学（6 章）、そして言語が社会を反映することもあれば、形成することもあることを示した批判的社会言語学及びメタ語用論的社会言語学（7 章）の説明がな

されており、最後に８章でもう一度社会言語学とは何かについて考察されている（Spitzmüller 2022）。以下では、7 章で批判的社会言語学について、どのような説明がなされているかをやや詳しく見てみる。

2. 1　批判的社会言語学の問題意識について

メタ語用論とは、ある言語使用に対する評価やイデオロギーを研究する学問分野であり、言語使用に対する評価を社会における力関係や不平等のコンテクストの中で考察するのが批判的社会言語学である、という説明がなされる。批判的社会言語学の中心的な概念は権力、イデオロギー、そしてヘゲモニーであり、言語学に内在する言語イデオロギーや社会的不平等についても反省し、批判的にとりあつかうのが批判的社会言語学であるという（同, 222）。

言語使用の違いが社会に差異をもたらし、社会的不平等をももたらすという問題意識が批判的社会学の共通認識である（同, 223）。とすれば、国際語となった英語の母語話者と非母語話者の言語使用の違いがたんに言語使用というレベルの差異にとどまらず、社会的な差異、ひいては社会的な不平等をもたらしているというかどやひでのりの議論などは批判的社会言語学のテーマと言える（かどや 2023）。ここでは「言語使用の違い」が問題になっているが、言語を使用するのが人間であり、その使用の違いによって社会的な不平等を被るのも人間である、ということを忘れてはならないだろう。

すべての言語や言語変種は原則として同等である、という考え方に批判的社会言語学は異を唱える。理論的には同等でも、人々がその言語使用によって不平等に扱われている事実を否定することはできないからである。この不平等との関連で言語使用における価値の問題をとりあげたのはピエール・ブルデューであった。ブルデューの基本的な考え方のひとつに「社会資本」がある。ある社会において価値があると考えられている言語の使用はその社会における成功につながるため、その言語を教えることがビジネスになる。ビジネス英語、ドイツの移民にとってのドイツ語、日本の外国人労働者にとっての日本語などがその一例である。このような現象をとりあつかうのが批判的社会言語学である（Spitzmüller 2022, 224：以上が 7.1 節のまとめ）。

2. 2　批判的社会言語学の認識論的・理論的背景について

批判的社会言語学の認識論的・理論的背景のうち関与性のある理論として Spitzmüller が挙げているのは、ブルデューの社会学、ポストマルクス主義、フーコーの哲学、ポストコロニアル理論、そして批判的談話研究（以下、CDS と記す）である（同, 225f.）。

パトリック・ハインリッヒはウェルフェア・リングイスティクスにとってもブルデューの考え方が重要であると指摘している（ハインリッヒ 2021, 24f.参照）が、ブルデューの社会学の中で批判的社会言語学にとって重要となる概念は「ハビトゥス」である。たとえば階級に結びついた行動様式としてのハビトゥスは、社会化によって受け継がれる。同じハビトゥスをもっている人は、そのハビトゥスをもっていない人たちをすぐに認識することができる。言語使用は、その意味でハビトゥスの一部である。そのように考えるならば、社会的不平等は単に構造的に

存在するだけではなく、社会的行為によって作られるものなのである（同, 226f.）。

他方、カール・マンハイムのようなポストマルクス主義の思想家たちは、イデオロギーを「ある集団の世界観の総体」と理解する。とすれば、イデオロギーにとらわれない立場というものはない。イデオロギーはブルデューのいうハビトゥスと同じく、静的な構造ではなく社会的行為によって作られるものなのである。イデオロギーは記号（言語）の使用によって生産される。すべての言語使用はイデオロギーと結びついており、批判的社会言語学は、この広い意味でのイデオロギー、そしてヘゲモニーを問題にする学問分野である。（同, 228-231）。

ポスト構造主義の代表的な研究者はフーコーであり、その中心概念は「言説・談話（ディスクール）」である。フーコーによれば、何がどのように言われるかは偶然ではなく、談話にはなんらかの規則がある。談話と同様に重要な概念が「知」である。知は人間が世界をどのように認知するかを規定し、人間が世界でどのように行為するかを規定する。知は社会において誰が発言することができ、誰が権力を持っているのかを規定し、人間が自分自身や他者を、主体性をもつものとして認知することを規定する。後にとりあげるデュースブルク学派の CDS はフーコーの知、権力、批判そして主体化の概念に大きな影響を受けている（同, 231-233）。

ポストコロニアル理論としてはサイードの『オリエンタリズム』が挙げられる。批判的社会言語学にとってポストコロニアル理論が認識論的に重要なのは以下の点である。１．言語と結びついた社会的不平等の要因が議論されており、その議論はかつての植民地ばかりでなく現代の他の社会でも重要な意味をもつ。２．これまでの社会言語学が主としてヨーロッパと北アメリカの理論や概念に基づいていたのに対して、それらとは別のパースペクティブを提供した。３．社会言語学自体が植民地主義と結びついた伝統の上に立っているため、社会言語学自身を反省するという意味で重要である（同, 233f.）。

批判的社会言語学の認識論的・理論的背景として最後にとりあげられているのが CDS である。CDS は 1970 年代に英国で批判的言語学としてはじまり、1980 年中旬から批判的談話分析（以下、CDA と記す）として発展した。その後英国だけでなくオランダ、ドイツ、オーストリアでもこの研究が推進され、1990 年頃に研究者同士の協力体制が作られた。最近ではヴァン・デイクの提案により CDS と呼ばれている。その特徴はあえて客観的で記述的であろうとはせず、政治的な立場を表明し、しかもそれを誇りに思っている点にある。1990 年頃から雑誌 *Discourse and Society*、*Discourse Studies* などが出版され、2020 年代には言語学の中でも重要な地位を占めるようになっている（同, 235f.：以上が 7.2 節のまとめ）。

2．3　批判的社会言語学の作業仮説と方法論について

批判的社会言語学の第一の作業仮説は、ことばが違いを生み出すというものである。ことばは人々を結び付けるばかりではなく、人々を切り離す。ことばが違いを生み出すということは、社会学的に言えば社会的な不平等を作り出す、ということである（同, 236）。

言語は非均質的なものであるというのが社会言語学の基本的な立場であるが、「言語」はしばしば「標準変種」として理解される。この考え方によるとアフリカの多くの言語は標準変種で

はないので「言語」とはみなされない。つまり、言語はイデオロギーの産物である、というのが第二の作業仮説である。イデオロギーの産物であるため解釈可能であり、社会的に影響力をもつ。マイケル・シルヴァスティンによれば、言語がイデオロギーの産物であるということを抜きにして、言語を理解するということはできない。とすれば、言語学が対象とするべきは言語体系だけでなく、言語使用とその背後にある言語イデオロギーも含まれ、それらがどのように結びついているかを明らかにすることが言語学の課題なのである（同, 238f.）。

第三の作業仮説は、批判的社会言語学が言語学者や言語学の社会的な役割を研究対象にするというものである。研究者が中立的だと思っていたとしても、中立的な研究というものはない。言語学の研究にもバイアスがある。客観的真実を求めていても、社会の参与者として研究をしている。学問そのものも、それぞれの学問分野も社会のプロセスによって作られた結果である。学問には資金が必要であり、その資金は国家や基金から支出されている。つまり、それぞれの社会で、研究の意義が認められている研究がなされているのである（同, 239-241）。

第四の作業仮説は、社会は常に変化しているというものである。2020 年代でいえばグローバル化がある。メディアと経済のネット化、もしくは移動の可能性の拡大により、観光、移民、あるいは戦争・紛争などからの亡命者、難民などの存在が研究の対象になる。たとえば、移動によって彼ら・彼女らの言語資源（母語）の価値が失われ、新たな言語資源（移動先の言語）を獲得しなければならない場合、移動先の社会で彼ら・彼女らが受け入れられるのか、あるいは抑圧を受け、排除されてしまうのか、そして、それぞれの社会でどのような多様性が求められるのかなどが問題になる。それらとの関連で、現在メトロリンガリズム、トランス・ランゲージングといった研究分野が存在する（同, 241-244：以上が 7.3 節）。

作業仮説の次に、批判的社会言語学の方法論の説明がなされる（7.4 節）。

ことばと社会は相互に条件づけあい、相互に影響を及ぼすという考え方によって、批判的、メタ語用論的社会言語学は、方法論的に中間の立場をとる。つまり社会構造が行為を条件づけているという立場と、行為が社会的空間を作り上げているという立場の中間である。社会の参与者は、言語行為をおこなう際には社会的条件によって制限を受けているが、同時にそのコミュニケーション行為によって社会を作り上げているものと考える（同, 245）。

方法論としては、批判的社会言語学者たちは個人による個々のローカルな行動と社会的な構造との間に明確な境界線はなく、連続的な多くの移行段階があると考える。たとえば社会にとっての「典型」や「普遍」とされているものも段階的なものであり、その段階を尺度化する場合、その尺度もあらかじめ存在していると考えるのではなく、コミュニケーションやコンテクストに依存して作られるものと考える（同, 245f.）。

方法論との関係で重要なのは、研究者自身も研究の対象になるという点である。批判的社会言語学の方法論においては反省性の役割が強い。研究のプロセスや研究者自身も、体系的に研究・分析の対象にするため、自己分析をおこなうこともある。さらに、フーコーの理論による談話分析も批判的社会言語学の方法として採用される（同, 246-249：以上が 7.4 節）。

2. 4　批判的社会言語学の中心的な概念について

Spitzmüller の *Soziolinguistik* の 7.5 節で批判的、メタ語用論的社会言語学の中心的な概念としてとりあげられているのは、権力、ヘゲモニー、そして社会的不平等である。

権力に関して特に重要なのはフーコーの権力概念である。フーコーによれば権力とは、ある社会における複合的で戦略的な状況に与えられる名称であり、知と結びついているものである。権力は言語使用の中に表われているだけでなく、言語使用によって権力が作られ、強化される。そのような権力は、何が「正しい」のか、何が「ふさわしい」のかという言語使用に関する討論会などで顕在化する（同, 250-252）。

社会的不平等に関しては、移民が声を失っていることを問題にしたブロマートの研究が紹介される。ブロマートは、タンザニアからベルギーに移った中産階級の人が習得した英語を彼ら・彼女らが使用したとしても、それは無教養の証と評価される可能性が強いという（同, 254）。

批判的社会言語学の批判とは、元来はギリシャ語で「分ける」、「区別する」、「決める」という意味の krinen であり、区別の方法で、分析と似た概念であった。それがカントらによって精密化されたが、批判的社会言語学の批判は、カントの批判概念ではなく、むしろフーコーの批判概念と結びついているという。フーコーにとって、批判の目的は評価であり、かならずしも低く評価することだけではない。バトラーによれば、批判とはある対象物が良いとか悪い、高いとか低いということを評価することではなく、その評価の体系自体を批判することだという。それは日常生活における自明性を疑うということでもある。というのも、自明性の中には、権力やヘゲモニー、もしくはなんらかの力が内在しているからである（同, 255-258）。

本書には、変異言語学、相互行為の社会言語学と同様、批判的、メタ語用論的社会言語学についても具体的な研究例が紹介されているが、それらについては割愛する。

3. Siegfried Jäger の CDS について

以上が、Spitzmüller の *Soziolinguistik* における批判的社会言語学に関する記述のまとめである。上記のまとめから、Spitzmüller が社会言語学の一部である批判的社会言語学を、社会学や哲学などの理論的枠組みとの関連で説明しており、とくにフランスの哲学者であるミシェル・フーコーの影響が大きかったことが読み取れたに違いない。そのフーコーの理論を取り入れて CDS をおこなったのが Siegfried Jäger である。本稿では批判的社会言語学とウェルフェア・リングイスティクスの関連を明らかにするため、ごく簡単に Jäger の CDS のエッセンスについて触れておきたい。以下では、特に Jäger の言語学的な観点に焦点を定めることにする。

3. 1　Jäger にとってのテクスト概念について

Siegfried Jäger の言語学的な観点を考察するにあたり、まずは、Jäger 自身がテクストをどのように定義しているかを確認することにしたい。Jäger によると、テクストとは、以下に記すようなものである。

- 多かれ少なかれ複雑な個人の活動、もしくは多かれ少なかれ複雑な個人の思考プロセスの結果を言語化したものであり、
- 他者に、もしくは（将来の）自分自身にその内容を伝える（コミュニケーションをする）目的で作成される。
- テクストを生み出すもう一つの前提条件は、知（世界知、知の地平）の存在である。知は、学習プロセスによってもたらされ、それは、人が学びつつ、既存の社会における談話の中に巻き込まれながら、ある歴史的時点で終了し、あるいはこれから終了するプロセスである。
- さらに、その知を用いることのできる人間は、ある具体的な状況で、必要に応じて、
- その結果、ある動機をもちながら、
- その知をある特定の作用（意図）、およびある目的をもって、思考によって練り上げ、さらに発展させる。
- その際、通常、他者による受容の条件などを考慮し、ある特定の関連性をもった言語的／概念的行為や活動、もしくはテーマを構築するために必要な、ある種の伝統的な（慣習化された、通常は無意識的／ルーティン化された）言語的／概念的手段（すなわち道具や操作としての統語論、文法、語用論、語彙）の助けを借りて、それらの活動の結果として、また、それと同時にある特定の活動の目標に従って、文章や口頭のテクストを作成するのである。（Jäger 2001, 118f.）

このテクストの定義にはロシアの心理学者である A.N.レオンチェフの活動理論の基本的な考え方が含まれている。つまり、Jäger の CDS にはフーコーの理論だけではなく、ロシアのヴィゴツキー学派の影響が色濃く含まれている。とはいえ、Jäger はレオンチェフの活動理論をそのまま受け入れているわけではない。別の箇所で、Jäger は次のように述べている。

> A.N.レオンチェフのように、語を「道具」として定義すること、つまり「操作できるもの（Operationalisierung）」と定義することは非常に重要である。しかし、すでに述べたように、いわゆる客観的な意味だけを言語学の真の対象としてとらえ、「主観的な意味」を心理学の対象とすることには問題があると思う。レオンチェフは、フェルディナン・ド・ソシュールの伝統にしたがい、言語学の自律性を重視する姿勢を踏襲している。ソシュールは「言語の外部にあるもの」をすべて排除し、システムとしての言語に集中しようとした。（同, 113）

この批判をもとに、つまりフェルディナン・ド・ソシュールの伝統にしたがってシステムとしての言語に集中するのではなく、それまで排除されてきた「言語の外部にあるもの」を取り込むため、Jäger は自分自身の CDS において、それまでの言語学にはない、「談話の束」や「談話の断片」といった、独自の概念を導入しそれらを使用している。そこで、次にそれらの概念に関する説明を取り上げる。

3．2　Jäger 独自の概念について

既述のように、言語研究に限らず、研究というものは多かれ少なかれその時代の要請に依存している。しかし、Siegfried Jäger は、1980 年代頃の時代の要請とでもいえる、言語研究に求められていた「客観主義」を問題視した。つまり、上記の「ソシュールの伝統にしたがい、言語学の自律性を重視する姿勢」である。Jäger はソシュールの伝統に対し、言語学は、談話における言語学上の発話と、その発話が参照する現実、と同時にその発話から派生する現実との関係をも、研究の対象にする権利を留保するべきであると主張する。つまり、テクストが、あらゆる種類の社会的内容を伝達するもので、社会的過程に言及するものでもあり、その過程に影響を与え、社会の変化や安定に寄与する談話の断片として理解する権利を留保するべきであると述べる（同, 15）。言語学が、テクストの表面的な構造だけでなく、伝達内容の側面をもとらえていくべきであると考えた。そのような態度の背後には、マルクスが「フォイエルバッハに関するテーゼ」で主張したように、理論ではなく実践が重要であるというマルクス主義の認識がある（山下 2023, 15 参照）。

Jäger は、マルクス主義の認識を受け継ぐレオンチェフの活動理論について次のように説明している。なお、本稿では紙数の関係で Jäger が用いた図は省略する（Jäger 2001, 114）。

人間は、互いに協力しあい、互いに感じあい、互いに経験する。つまり人間はコミュニケーションをする社会的な存在である。人間が活動をする際には、なんらかの動機がある。その動機は、なんらかの欲求によってもたらされるものであり、その欲求を満たすためには、ある特定の目標を設定しなければならない。設定した目標に到達するためには計画を立てなければならず、その計画を実行するためには、なんらかの道具を使用することが必要となる。その活動が家を建てるといった具体的な活動であれば、そこにはさまざまな行為が含まれる。たとえば、木材を切るとか石を運ぶなどである。このような具体的な活動を踏まえて知的な活動について考えてみると、その必要性、動機、道具、達成すべき目標は知的なものであり、その形式は人々が一般的に合意したもの、つまり慣習化されたものであることがわかる（同, 115f.参照）。

社会の本来の姿の中に、人の活動と動物の行動の違いが示される。つまり人間はことばを使用して相互行為をしながら社会を発展させる。つまり、長い時間をかけて社会が発展した場合にのみ、テクストについて語ることができるのである。そのように考えると、テクストとは個人的なものではあるが、それと同時に社会的・歴史的に形成されたものでもある。

> 言い換えるならば、それら（テクスト：山下）は（個人的なものを越えた）社会的・歴史的な談話の断片であり、あるいはその断片を含んだものである。私はこれらの要素を談話の断片と呼ぶ。それらは、談話の束（同じトピックを持つ談話の断片のまとまり）の構成要素、あるいは断片であり、異なる談話のレベル（それは、学問、政治、メディア、日常生活など、そこで人々が語る場所のことである）を移動する。そして、全体として社会の談話全体を構成する。（同, 117）

Jäger が、「談話の断片」や「談話の束」という独特な用語を用いるのは、それらが人間の相互行動や活動の結果としての談話全体、すなわち人間の社会における談話全体の一部としての談話を、表面的な構造だけではなく、内容面も含めたものとして捉えているからなのである。それは、ある談話に関与した人間の活動の結果として捉えられる談話が、他の人間にも使われるという事実を出発点とし、そのようにして相互コミュニケーションがなされ、そのコミュニケーションにおいてことばが道具として用いられると考えることなのである。いかなる思想家も、他者とのコミュニケーションなしに、自分だけで自分の思想を作りあげることはできない。また、そのように談話を捉えることで、人間の活動としてのイデオロギーや権力関係などがその談話に含まれると考え、研究者もその談話に加わることで、問題の解決になんらかの貢献をすることができるとも考えているのである。別の箇所で Jäger は次のように語っている。

> 一般的に学問は、真理と知識を生み出すという目標を追求するものである。基礎研究としてであれ、応用の前提条件としてであれ、あるいは自然科学、社会科学、もしくは文化学的な分析としてであれ、学問によって生み出された真理と知識は、現実とより適切に関わり、現実を改善し、現実をより良くするために使われるものなのである。その意味で、学問は原則として、あらゆる種類の既存の知識に対して批判的である。というのも既存の知識に疑問を投げかける可能性があるからだ。（同, 215）

Jäger は、上記の引用部分で、学問が既存の社会や現実の問題解決になんらかの貢献をすべきものであるという立場を明確に記述している。確かに、既存の権力構造を批判せず、既存の社会を支配する権力者の側にたち、既存の社会秩序を守ることが学問の使命と考え、権力者におもねる無批判な研究者が存在することも確かである。だが、Jäger はそのような立場はとらない。この Jäger の立場は、他の CDS の中心的な研究者にも共通する立場である。上の引用の後で、「批判」についても詳しく説明しているが、ここではそれらについても割愛せざるを得ない。とはいえ、現実を批判し、現実をより良くしようとする立場は、ウェルフェア・リングイスティクスに通底する部分であろう。そこで、次にこのウェルフェア・リングイスティクスの問題を取り上げる。

4. ウェルフェア・リングイスティクスについて

ウェルフェア・リングイスティクスは、1999 年にネウストプニーとの対談において徳川宗賢によって提唱された概念であり、「福祉言語学」「厚生言語学」とも呼ばれている。筆者も 2011 年に「談話分析」の枠組みにおいて、CDA とウェルフェア・リングイスティクスの関係に触れたことがある（山下 2011）。その後 2013 年には社会言語科学会でウェルフェア・リングイスティクスにつながる実践的言語・コミュニケーション研究」という特集が組まれ（村田他 2013）、2016 年にも「ウエルフェア・リングイスティックスと調査研究—現場性・実践性という観点から—」というワークショップがなされ、その意義などについて検討が重ねられた（野山他 2016）。

さらに、2023 年には『ともに生きるために―ウェルフェア・リングイスティクスと生態学の視点からみることばの教育』が出版され、社会言語学の分野では 2024 年現在、25 年前に提唱されたこの概念がリバイバルしているように思える（尾辻他 2023）。

ウェルフェア・リングイスティクスという概念を導入する理由として、徳川は「言語学者も…略…社会に貢献することも考えるべきではあるまいか。そしてこれまでの研究成果をどのように社会に役立てるか、足りないところはどこなのか、そういうことを考える時期になっていると考えた」（徳川 1999, 90）と述べている。Jäger 同様、言語学も社会に貢献するべきであるという考えがその根底にあった。CDA とウェルフェア・リングイスティクス（以下、WL と記す）との関係について、2011 年に筆者は次のように記していた。「WL が従事するべき具体的なポイントとして徳川が取り上げたのは、「言語障害」、「小言語問題」、「方言」、「アイデンティティ」、「老人語」、「差別・女性語」、「言語教育」、「表記」、「情報機器」、「情報選択」、「言語管理」などの問題である。「福祉」という観点から言語の問題をとらえるということは、言語の「情報伝達の問題だけでなく、人間の問題」を考えることになる。その姿勢は CDA ばかりではなく、最近の社会言語学の問題意識とも結びつく。ヨーロッパにおける CDA のもっとも基本的なテーマである「差別」の問題が WL の問題として取り上げられていたという事実も、両者の関連性を示すものであって、たんなる偶然とは思えない」（山下 2011, 155）。この時には、その問題を指摘しただけであったため、以下ではそれぞれの問題について、それらがどういう問題であったのかを確認する。

4. 1　WL の観点からの言語の問題

「言語障害」に関する問題として挙げられているのは、「耳の聞こえない人のこと」であり、「手話の世界」の問題が言及されている。徳川は、「日本手話は、あれは日本語ではない特別な言語です」（徳川 1999, 91）と、言語のひとつとして「日本手話」をとらえていた。だが、「日本語対応手話」と「日本手話」のうちどちらが便利かという問いに関して「日本語に親しんだ方が便利だと思う」という見解を示していた。現時点では、これに異を唱える研究者も多いのではないかと思われる。また、その当時は「そういう問題を一生かけて研究する人」がいなかったため、そういう人がいてもいいと思うと述べているが（同上）、現時点では「手話」の問題を、おそらく一生かけて研究しようとしている社会言語学者も存在すると思われるため、それらの個別の発言には首肯できない部分もある。とはいえ、手話の問題が WL の取り組むべき課題のひとつであり、「文学部の中にある言語学だけでは WL は成り立たないことを示していますね。旧来のディシプリンでは対応しきれない。つまり言語学のパラダイムが変わらざるをえないということを直接的に示している」（同上）という発言は、極めて重要であろう。言語学のパラダイムが変わらざるを得ない、ということを指摘していた点でも Siegfried Jäger の CDS と通底するところが認められるからである。

「小言語問題」としては「地球上で絶滅寸前の小言語」の「使用者をどう扱っていけばいい

のか、小言語を保持していくのがいいのか、それとも、効率のいい言語に乗り換えたほうがいいのか」（同, 92）という、現時点でも簡単に解答を出すことのできない問題が指摘されている。また、世界においては大言語といえる日本語に関しても、「外交用語」や「学術論文を発表するときに日本語で発表できるかできないか、というようなことを考えると、絶滅寸前の小言語とは違うかもしれないけれど、通ずる面はあるんじゃないでしょうか」（同, 92f.）と、世界における言語の地位というマクロ社会言語学の問題も指摘されている。とはいえ、ここではネウストプニーにより日本語の地位が、「ドイツ語やフランス語と同じような立場」（同, 93）にあることが確認されるにとどまる。この小言語との関連で次に議論されるのが「方言」の問題である。1999 年の段階で徳川は、「私が若い頃と今とでは方言に対する見方は非常に変わってきていますね。以前は方言は罪悪、下劣なものとされていましたが、現在は違う」（同上）と述べ、現在では「方言は個人的な特色を示すものである、そして親しみやすいものだという考え方が出てきた」（同上）と指摘している。さらに「放送で方言を使うかどうかというのは、これはどのように関係してくるのでしょうか」（同上）というネウストプニーの問いに対して、「方言を一段下の物と見ないということにつながるとすれば、関係があると思いますね。足の不自由な人が出て歩けるようにするために、歩道の段差を無くすというのに似ている」（同上）と述べ、「放送で方言を使うというのは、どうぞ街へ出て下さいということと関係がありはしないかという気がします」（同上）と説明する。耳が聞こえない、あるいは目が見えないといった人に対する情報の保障について考えるときに、個人に障害があるため情報が行き届かないのではなく、社会に障害があるためその人たちに情報が行き届かないのだ、というリテラシーの議論とも通じると思うが、徳川自身、方言には足の不自由な人がもつ障害とおなじような障害があると感じているということも否めない。もちろん、その「障害」を取り除こうとするのが WL であるという趣旨は理解できるのだが、「障害」を取り除くことだけが WL の課題なのか、という問題は考えてみるべき部分があると思う。これについては後にまた取り上げることにしたい。

次に示されているのは「アイデンティティ」の問題である。「今までの手話にしても少数言語にしても方言にしても、それを使うことが、あるいは使わないことが、その人のアイデンティティと非常に密接に結びついている」（同上）と述べられている。そこでネウストプニーが確認するのは「言語問題はただコミュニケーションの問題ではないないということがはっきりしてくると思う」（同上）という点である。「つまり国家がどのようにアイデンティティを取り扱うかということじゃなくて、個人としてアイデンティティの問題を感じているから、そこから WL でなんとかしなければいけない」（同, 94）という問題提起がなされる。ところがその後、徳川は「クルド人の問題」に触れ、「トルコ政府は「え？クルド族なんか、国の中にいませんよ」と言っているそうではありませんか」（同上）という事実を指摘する。アイデンティティの問題がコミュニケーションの問題ではなく、「国家」と「民族」の関係に深く結びついており、それが「アイヌのこととか、在日のこととか、あるいはニューカマーのこととか」（同,

95）と関連することが確認されている。つまり、ある社会における言語に関係するアイデンティティの問題は、その社会における偏見や差別の問題に隣接していると言えるだろう。

当時の彼らのアイデンティティと関係するのが「老人語」の問題である。徳川は「実は私が老人になってきたために、WL を言い出した面がありますね（笑）。遺言的雰囲気があります（笑）」（同上）と冗談めいたことを言いながら、若い人に通じない昔の単語を使う老人、歯の具合が悪くなって、発音もおかしくなる老人、繰り返し同じことを言う老人のことなどにふれつつ、「高齢化社会と言われているのに、従来の言語研究では言語習得の研究はたくさんあるのに、言語崩壊の研究はほとんどありませんね」（同上）とまとめている。それに加えて「老人の行動が否定的に評価される」と同時に、「老人が若い人たちの行動を否定的に評価する」というミクロの、評価の問題があることも確認されている。若者言葉に対応する老人語が WL の対象であり、そこにはその言語変種に対する評価の問題が含まれる、という点が興味深い。

さらに、老人に対する否定的な評価とも関係する「差別、女性語」の問題が取り上げられる。ここでは「いわゆる「つんぼ」とか「女のくせに」などのいわゆる差別語のことだけ」（同上）ではなく「職業差別とか、社会的な地位の問題」「医療におけるインフォームド・コンセントの問題とか、官庁の情報公開の問題」（同, 96）が指摘されており、現時点では一般的になった用語を使うのであれば、社会における言語権の問題、あるいは情報保障の問題全般に関係する問題が指摘されている。

その次に「言語教育」の問題が取り上げられている。この問題に関しては、上記のように平高史也が言語教育を、日本語教育、母語・継承語教育、国語教育、外国語教育の四つに分けて詳しく論じているが（平高 2013）、徳川とネウストプニーが対談をおこなった時には大まかに「コミュニケーション・ギャップを埋めていく」外国語教育の問題、「社会言語能力とか社会文化能力」といった「異文化間教育」の問題、そして国語教育を必要としている人の範囲の問題について、それがアイデンティティとも言語障害の人たちとも、国内に住んでいる少数民族の問題とも関係することが指摘される（徳川 1999, 96 参照）。さらに「表記」の問題で指摘されているのは、「文法能力の 1 つ代表的な問題として、現在も残っている…略…非常に大事な課題」（同, 97）であり、その表記がどれだけ受容されているのかという問題である。具体的には、一般の人が「スポーツ新聞」などに書かれていることをどれだけ受け取っているのか、ということであり、「俗説では日本の場合リテラシー（読み書き能力）は 99.9%ということになっているけれど、実際には色々な問題がある」（同上）ということである。

最後に WL の問題として取り上げられているのは「情報機器」と「情報選択」の問題である。どちらも「情報」に関する問題であるが、「情報機器」の問題として「たとえば情報機器に接近できる人と出来ない人との間に、現に差が出てきている」（同, 98）という問題が指摘されている。それを「筆と硯の時代に字の上手な人と下手な人が出てしまうのと似ている」という例を挙げ、それとの類推から徳川が「現代的無筆が生まれている、と言えるかもしれません」（同上）と述べている。この当時には AI どころか、スマートフォンもなかったが、AI の時代にあ

っても、それに接近できる人とできない人がおり、問題の本質は変わらないのかもしれない。これに対して「情報選択」で問題になるのは「情報の洪水」という問題であり、そんな状況では「何を選んだらいいのかというあたり、それが非常に難しくなってきている」（同上）という問題が提起されている。さらに情報に関連して犯罪の問題やプライバシーの問題も指摘されている。

4. 2　ウェルフェア・リングイスティクスと批判的社会言語学の接点について

パトリック・ハインリッヒは、WL とは何か、という問いに「強者（支配的な話者）が彼らの優勢を再生産することをやめさせるアプローチ」であり、「言語を教えることを通して社会の変革に取り組むアプローチとも言えるだろう」（ハインリッヒ 2021, 34）と答えているが、上記の記述から、WL と批判的社会言語学、とくに Jäger の批判的談話研究との接点は、まさに言語に関する社会的な問題をなんらかの形で解決しようとする姿勢にあると思われる。

この両者の学問分野の可能性について考えるため、もう一度上記の記述を反省してみると、WL の課題として、徳川宗賢は解決するべきさまざまな言語上の問題を挙げてはいるが、批判的社会言語学の記述にあったような理論的背景や方法論に関する議論はあまりなされていない。まさに、ハインリッヒが言うように「理論的および方法論的な観点から考えると、ＷＬは、ほとんど発展していない」（同上, 14f.）と言えるのかもしれない。ハインリッヒは、「日本の社会言語学では方法論に焦点が当てられることが多く理論化にあまり注意を払ってこなかった」と述べ、理論化の試みをしている。もちろん、そこで展開されたような経済の理論を援用した理論化は非常に有益であり、今後の議論にとっても参考になるとは思われるが、それによってすべての理論化がなされたかというと、そうではないようにも思われる。

ここでもう一度、WL という名称に立ち戻り、社会のウェルフェアとは何か、個人の幸せとは何か、ということを考えてみたい。言うまでもなく、社会にはさまざまなレベルで、またさまざまな条件により、あるいはさまざまなグループのなかに、マジョリティとマイノリティ、もしくは「強者」と「弱者」、すなわち支配的な話者と被支配的な話者がいることは確かであり、それらの存在によって、あるいはそれ以外の条件によって、さまざまな問題が生じていることは確かである。したがって、その問題を解決しようとする姿勢は重要であり、今後もその問題解決に向けての研究は推進するべきであろうと思われる。だが、それらは鈴木大拙のいう西洋的な考え方による「消極性をもった束縛または牽制から解放せられるの義」としての「フリーダムやリバティ」としての「自由」にも似ており（鈴木 1997, 64f.）、消極性をもった問題の解決としての「幸せ」であり、積極的な「幸せ」とは多少違うものであるようにも思われる。つまり、問題を解決するという意味でのウェルフェアだけではなく、幸せに資するということがどういうことであるかを問う、あるいは言葉を用いることによって幸せになることを考える積極的な「幸せ」に結びつくようなウェルフェアについて考えてみてもよいのではないか。とはいえ、本稿では問題を解決することによって到達できるようなウェルフェアだけではなく、

積極的な幸せについて考えるウェルフェアをもその射程にいれられるようなリングイスティクスの可能性を示唆するにとどめざるを得ず、その具体的な理論的枠組みを提示する用意はない。これについては今後また考察を続けていくことにしたい。

5. おわりに

本稿では、Jürgen Spitzmüller の *Soziolinguistik: Eine Einführung* に記されていた批判的社会言語学を取り上げ、さらに Siegfried Jäger の批判的談話研究の特徴を明らかにし、それらと徳川宗賢が提唱した WL との接点について考察した。その接点は、どちらの学問分野も言語に関する社会的な問題を解決しようとする姿勢をとっている点にある。また、本稿では、問題を解決することによって得られるウェルフェアだけではなく、積極的な幸せに資するような言語研究の可能性についても示唆した。具体的に、どのような理論に基づき、そのような課題を考えていくかは今後の宿題である。

2021 年に行われた国際学会で発表を行った際に、「協調の原理を提唱したグライスの理論的伝統にしたがえば、コミュニケーションと協調はほぼ同じレベルにあり、コミュニケーションをするということは協調することになるため、協調的といえないコミュニケーションというものはない」という批判を受けたことがある（山下 2023, 13）。コミュニケーションが協調とほぼ同じレベルであったとしたら、戦争や紛争をすること、あるいは人と人がいがみ合うことはすべて「協調」していることになる。しかし、それらは明らかに「ウェルフェア」に資するコミュニケーションということはできない。上で見てきたように、Jäger は「主観的な意味」を言語学で取り上げようとしなかったレオンチェフを、「フェルディナン・ド・ソシュールの伝統にしたがい、言語学の自律性を重視する姿勢を踏襲している」と批判した。これとは異なるレベルでの議論ではあるが、言語学が客観的な理論を構築するために「協調」を措定し、コミュニケーションのプラスの役割ばかりを考えることによって、現実に存在するコミュニケーション上の問題を考察しようとしないとしたら、それは本末転倒であろう。現実に存在するコミュニケーション上の問題をとらえるには、コミュニケーションによって人と人が分断されたり、あるいは差別のようなことが生じる事実にも目を向けるべきなのである。

「ウェルフェア」に注目が集まり、「批判的社会言語学」に対する関心が高まっていることは喜ばしいことなのかもしれない。だが、その背後には、あるいはその理由として、2020 年ごろの新型コロナウィルスによるパンデミックによって生じた人々の分断、あるいはその後のロシアとウクライナ、パレスチナとイスラエルの戦争なども関係しているのかもしれない。二項対立的に、分断されているグループのうちのどちらが善でどちらが悪であると考えることには与しない。しかし、最新の科学技術の結晶である AI までもがその戦争に用いられているという事実は、人間の愚かさを如実に物語っている。その愚かさを批判することなしに、積極的なウェルフェアについて考えることができないことは確かだと思う。

6. 参考文献

尾辻恵美・熊谷由理・佐藤慎司編著『ともに生きるために：ウェルフェア・リングイスティクスと生態学の視点からみることばの教育』春風社

かどやひでのり（2023）「英語のなにが問題で、なにがなされるべきか―国際英語における言語規範の自律化と解放」『ことばと社会』25 号、86-105.

鈴木大拙（1997）『東洋的な見方』岩波書店

徳川宗賢（1999）「対談　ウェルフェア・リングイスティクスの出発」『社会言語科学』第二巻第一号、89-100.

野山広・杉澤経子・吉富志津代・石崎雅人・花崎攝（2016）「第 36 回研究大会ワークショップ ウェルフェア・リングイスティクスと調査研究―現場性・実践性という観点から―」『社会言語科学』第 18 巻第 2 号、82-87.

野呂香代子・山下仁（2001）（編著）『「正しさ」への問い―批判的社会言語学の試み』三元社

野呂香代子（2001）「クリティカル・ディスコース・アナリシス」野呂香代子・山下仁編著『「正しさ』への問い―批判的社会言語学の試み」三元社、13-49.

ハインリッヒ、パトリック（2021）「ウェルフェア・リングイスティクスとは」尾辻恵美・熊谷由理・佐藤慎司編著『ともに生きるために：ウェルフェア・リングイスティクスと生態学の視点からみることばの教育』春風社、11-35.

平高史也（2013）「ウェルフェア・リングイスティクスから見た言語教育」『社会言語科学』第十六巻第一号、6-21.

村田和代・森本郁代・野山広著（2013）「特集「ウエルフェア・リングイスティクスにつながる実践的言語・コミュニケーション研究」『社会言語科学』第 16 巻第 1 号、1-5.

山下仁（2001）「敬語研究のイデオロギー批判」野呂香代子・山下仁編著『「正しさ」への問い―批判的社会言語学の試み』三元社、51-83.

山下仁（2003）「批判的社会言語学のための予備的考察」『言語文化共同研究プロジェクト 2002：批判的社会言語学の諸相』（大阪大学言語文化部・大阪大学大学院言語文化研究科編）、1-15.

山下仁（2011）「批判的ディスコース分析」『日本語学』臨時増刊号（明治書院）、152-161.

山下仁（2023）「ジークフリート・イェーガーの装置分析の可能性―野呂香代子によるメルケル批判を例に―」『言語文化共同研究プロジェクト 2022：批判的社会言語学の現在』（大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻編）、13-26.

山下仁（2023）「書評：社会学の理論と関連付けた社会言語学の諸相― Jürgen Spitzmüller 著『*Soziolinguistik: Eine Einführung.*』（J.B. Metzler、2022 年）」『社会言語学』23 号、175-196.

Jäger, Siegfried (2001) *Kritische Diskursanalyse: eine Einführung.* Duisburg, Duisburger Institut für Sprach- und Sozialfoschung (DISS)

Spitzmüller, Jürgen (2022) *Soziolinguistik: Eine Einführung.* Berlin, J.B. Metzler

研究ノート

言語の振興を担う組織のあり方
― ルクセンブルク語センターの役割について ―[1]

小川　敦

１．はじめに

ルクセンブルク大公国（以下、特別に必要な場合以外は「ルクセンブルク」と表記する）では、2017 年 3 月 9 日に教育省より唯一の国語であるルクセンブルク語について、「ルクセンブルク語振興戦略」（以下、特別に必要な場合以外は「振興戦略」と表記する）が発表され、翌年の 2018 年 7 月 20 日に法制化された（Gouvernement 2017a, 2017b）。この振興戦略において、言語政策の担い手として「ルクセンブルク語センター」（Zenter fir d'Lëtzebuerger Sprooch）の設立が規定された。

本稿では、振興戦略によって設立に至ったルクセンブルク語センターの役割について、文献や筆者が 3 月 6 日に直接訪問した際に得た情報を紹介および検討し、様々な背景を持った人々によってますます多様化するルクセンブルクがどのような言語政策をとろうとしているのかを考察するための参考資料とする。

２．歴史的な背景

ドイツ、フランス、ベルギーに囲まれた欧州の小国であるルクセンブルクは、言語圏としては領土のほぼすべてがドイツ語（ゲルマン語）圏に属するが、長年ドイツ語[2]とともにフランス語も公的な地位を有してきた。だが、ドイツ語に比してフランス語は威信を持つ言語として捉えられてきた。

1815 年、オランダ国王を大公としてルクセンブルク大公国が誕生するが、このときはまだ西半分、すなわちフランス語圏（ほぼ現在のベルギー領リュクサンブール州に相当）を有していた。その後、1830 年のベルギー革命によってベルギーの一部として独立するも、1839 年のロンドン協定（ロンドン条約）によって東半分、すなわちドイツ語（ゲルマン語）圏のみが大公国として独立した。当時の大公はオランダ国王であり、オランダとの同君連合であ

---

[1] 本稿は、科学研究費助成事業 基盤研究(C)「ルクセンブルクにおける移民の子弟への識字教育支援 －社会経済的不平等解消のために」（課題番号 17K03009、研究代表者 小川敦（大阪大学）、2017～2023 年度）、および基盤研究(C)「多言語社会ルクセンブルクにおける移民の社会統合のための言語教育政策研究」（課題番号 23K00652、研究代表者 小川敦（大阪大学・法政大学）、2023～2026 年度）の研究成果の一部をなすものである。

[2] 本稿では、特記がない場合は標準ドイツ語を「ドイツ語」と表記する。

った。この際に確定した国家の国境線は今日まで続いており、国土のほぼすべてがドイツ語（ゲルマン語）圏となった[3]。

1839 年の近代国家成立時、この地域で用いられる言語は民衆からドイツ語の一変種として捉えられていたが、国家の制度が整い国内での人々の往来が盛んになるとともに徐々に国民意識が醸成され、同時に自らのドイツ語をドイツのそれとは異なる言語として認識するようになった。もちろん、この動きは 19 世紀に各地で興隆したナショナリズムの動きとも無関係ではなかろう。1940 年から 1944 年まで続いた第二次世界大戦中のナチス・ドイツによる支配によって国民意識はさらに高揚し、また反ドイツ感情はそのままドイツ語に対する反発ともなり、自らの言語はドイツ語ではないルクセンブルク語という独立した言語であるという認識が定着した（小川 2015: 55）。

ルクセンブルク語は国民意識の象徴として位置づけられるようになり、ルクセンブルク語話者同士であれば場面を問わず用いられるようになっていた。しかしそれは話し言葉に限定され、書き言葉としては一部の文学作品等を除いてフランス語やドイツ語が用いられてきた。

1984 年、ルクセンブルク語をルクセンブルク唯一の「国語」とし、またフランス語、ドイツ語とともに公用語とする言語法[4]が作られた。言語法が議論された 1980 年代当時はルクセンブルク語が書き言葉として用いられる機会は少なく、学校教育においても重視されていなかった。1990 年代に入ると外国籍住民、すなわち移民の統合が課題となり、ルクセンブルク語が国内の統合の言語として重視されるようになった。2000 年代以降は電子メールやショートメッセージ（SMS）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の発達により書き言葉としてのルクセンブルク語の使用機会は大きく増加している。

ルクセンブルク語が書かれる機会は増加したが、ルクセンブルク語を第一言語としない移民の増加とともにそれまでのドイツ語で識字を行う言語教育の矛盾が指摘されるようになった。取り出し授業の実施（来たばかりの子のための classe d'accueil、学習に困難を抱える子のための classe d'appui）など、教育現場や教育省でも様々な対応・工夫がされてきたが、2022 年までは識字教育政策について大きな変更はなかった。

---

[3] 厳密には 1839 年以降も国境線の細かな変更は行われているが、本稿では考慮しないこととする。また、現在のルクセンブルクでもフランスに接する Lasauvage はフランス語圏として知られる。

[4] Loi du 24 février 1984 sur le régime des langues (1984), 「1984 年 2 月 24 日の言語の規制に関する法律」のこと。本稿では「言語法」とする。
本稿では扱わないが、2023 年 7 月 1 日発効の改正憲法 4 条では、「ルクセンブルクの言語はルクセンブルク語とする。ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語の使用は法が定める」とされ、言語政策に何か変化があるということはないが、はじめて憲法にルクセンブルク語が規定されたことは象徴的と言える。
https://www.chd.lu/de/Verfassungsreform（2024 年 5 月 24 日最終閲覧）

３．ルクセンブルク語振興戦略とルクセンブルク語センター

３－１．振興戦略の政策的な位置

2017 年に教育省によって発表され、2018 年に法制化した「ルクセンブルク語振興戦略」では、ルクセンブルク語について「①重要性の増大、②規範化、使用、研究の推進、③言語および文化の学習の振興、④ルクセンブルク語による文化の振興」の大きな目標が掲げられている。国語であるルクセンブルク語を、すなわち言語と国民という古い枠組みをことさらに強調するかのような言語政策が出現したのはなぜであろうか[5]。

今日のルクセンブルク社会は人口の半数近くが外国籍であり[6]、また重国籍が許可されていることもあって移民背景を持つ住民は半数を優に超えるとみられる。2013 年に発足し、2023 年まで 10 年間続いた Xavier Bettel 率いる民主党を中心とする政権は、移民社会に対応すべく自由主義的な政策を掲げた。言語教育政策についても同様で、学校の自由化や多様化を推進しさまざまな言語的背景を持つ児童・生徒に対応しようとした。フランス語や、さらには英語をも重視する方向を目指そうとし、長年にわたり議論されながらも実現することはなかったフランス語による識字教育も 2022 年秋に 4 つの小学校で試験的に開始され、今後拡大していく予定である[7]。2023 年の選挙の結果、2013 年に下野したキリスト教社会人民党の Luc Frieden が首相となったが、民主党は従来通り内閣にとどまり、教育大臣 Claude Meisch も留任していることもあり新政権でもこれまでの教育政策について大きな変更は示されていない。

民主党を中心とする政権は、外国籍の住民にも一定の条件のもと国政参政権を付与するかどうかを問う国民投票を 2015 年に行ったが、8 割近い反対票で否決された。この流れに乗る形で、2016 年 8 月 22 日、民間人の Lucien Welter によって議会に提出された請願が、「ルクセンブルクの住民すべてのために、ルクセンブルク語を第一公用語、そして国語として法律で定める」というものであった（請願 698 号）。これによると、ルクセンブルク語は公用語であるにも関わらず EU（欧州連合）の公用語にすらされておらず、差別的な対応を受けているとも訴えている。この請願は最低必要数 4500 筆を大きく上回る、史上最多の約 14500 筆を得た。同様に民間人である Joseph Schloesser によって請願 698 号に反対する請願も提出され（請願 725 号）、5040 筆を得たため、両請願は同じ案件として議会で議論された。その結果生まれたのが「ルクセンブルク語振興戦略」である。本振興戦略は国家と言語と民衆を結びつけるような主張のもとに作られたものと解釈され、ルクセブルク語が第一言語であることを前提にドイツ語による識字教育を実施し、その上でフランス語を徹底的に習

---

[5] 本節の説明は小川（2022）で詳細に述べた内容を抜粋している。

[6] ルクセンブルク統計局ウェブサイトによれば、2024 年 1 月 1 日の総人口は約 672,100 人、そのうち約 47.3%に相当する約 317,700 人が外国籍である。

[7] 2026 年には識字の言語をフランス語か、従来通りのドイツ語かを選択できる制度が全国的に導入される予定である。
https://gouvernement.lu/fr/actualites/toutes_actualites/communiques/2023/07-juillet/19-projet-pilote-alphabetisation.html （2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

得させるという従来の教育政策を徐々に変更しつつあった政権の方針とは異なる方向性を持つものであった。

３－２．振興戦略におけるルクセンブルク語センターの位置

振興戦略では、4 つの目標の実現に向けて、40 項目の措置が挙げられている。これらの措置のうち、最初の 5 つの項目で包括的な枠組みが示されている。

① 言語および文化政策のための 20 年間の行動計画
② ルクセンブルク語のための特別委員のポストの創設
③ 「ルクセンブルク語センター」の創設
④ 憲法へのルクセンブルク語の明記
⑤ 欧州連合の公用語としてのルクセンブルク語の承認

これらのうち、③がルクセンブルク語センターと直接関係するものとなっているが、②の特別委員（fr: commissaire, lu: Kommissär）もルクセンブルク語のために設置される新しいポストである。特別委員は教育省や文化省と連携することになっており、ルクセンブルク語センターと無関係ではない。また、振興戦略に関する 2018 年の法律では「ルクセンブルク語特別委員」、「ルクセンブルク語センター」、「ルクセンブルク語常設評議会」の設置と役割について規定されている（Loi 2018）。同センターのもつ言語政策実施の役割については同法の第 6 条で言及されており、以下のような役割を担うことになっている。

① ルクセンブルク語の正書法および文法の規則を公表
② 言語ツールの開発と更新
③ ルクセンブルク語の正書法、文法、音声および正しい使用についての質問に応答
④ 閣僚の要請に応じて、公文書や公表を目的とした通信文書を翻訳

ルクセンブルク語センターの事業で中核部分を占めるのが、ルクセンブルク語オンライン辞典（Lëtzebuerger Online Dictionnaire、LOD）である。このオンライン辞典は若手の言語学者を中心に、振興戦略以前から大公研究所（Institut Grand-Ducal）の言語学部門のプロジェクトチームによって構築されていたものであり、ほぼそのままルクセンブルク語センターに移行した。振興戦略の項目 8 ではルクセンブルク語オンライン辞典の充実について、また項目 10 ではオンライン辞典においてルクセンブルク語についての質問に答えるヘルプラインを提供するとされている。また項目 9 では正書法や文法の規範化を行うことについて述べられているが、これはオンライン辞典の役割である。このように、言語教育政策の実施や学術交流等について決められた項目を除いては、ルクセンブルク語センターは振興戦略の中核を担っていると言える。

４．ルクセンブルク語センターの役割と活動

ルクセンブルク語センターはルクセンブルク市の西に位置するシュトラーセンに存在す

る。2024 年 5 月現在、当センターには言語学者を中心に 15 人のメンバーによって構成されている[8]。ウェブサイトの情報によればセンター長は現在空席である[9]。

センターの担う具体的な業務としては、以下のことが挙げられる。

図 1：ルクセンブルク語センターが入居する建物（2024 年 3 月 6 日、筆者撮影）

・ルクセンブルク語正書法の公開

辞典の作成と密接に関わるが、ルクセンブルク語の正書法についてわかりやすくかつ詳細に述べた文書が PDF 形式でルクセンブルク語センターのウェブサイトで公開してされている（図 1）。現在入手可能なものは 2022 年に公開されたものである[10]。

さらに、ルクセンブルク語正書法について解説を読みながらクイズで答えるオンライン・トレーナー（https://ortho.lod.lu/）や、ルクセンブルク語を書くことによって綴りの誤りを指摘するスペルチェッカー（https://spellchecker.lu/）も公開されている。

---

8 ルクセンブルク語センターの構成員はルクセンブルク政府が運営するウェブサイトで見られる。https://annuaire.public.lu/fr.html?id=967（2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

9 筆者が 2024 年 3 月 6 日に当センターを訪問した際には Luc Marteling 氏がセンター長であった。Marteling 氏は放送業界に復帰する。
https://today.rtl.lu/news/luxembourg/a/2170612.html （2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

10 https://portal.education.lu/Portals/79/Documents/WEB_LetzOrtho_Oplo5_v02-1.pdf?ver=2021-01-13-085421-963 （2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

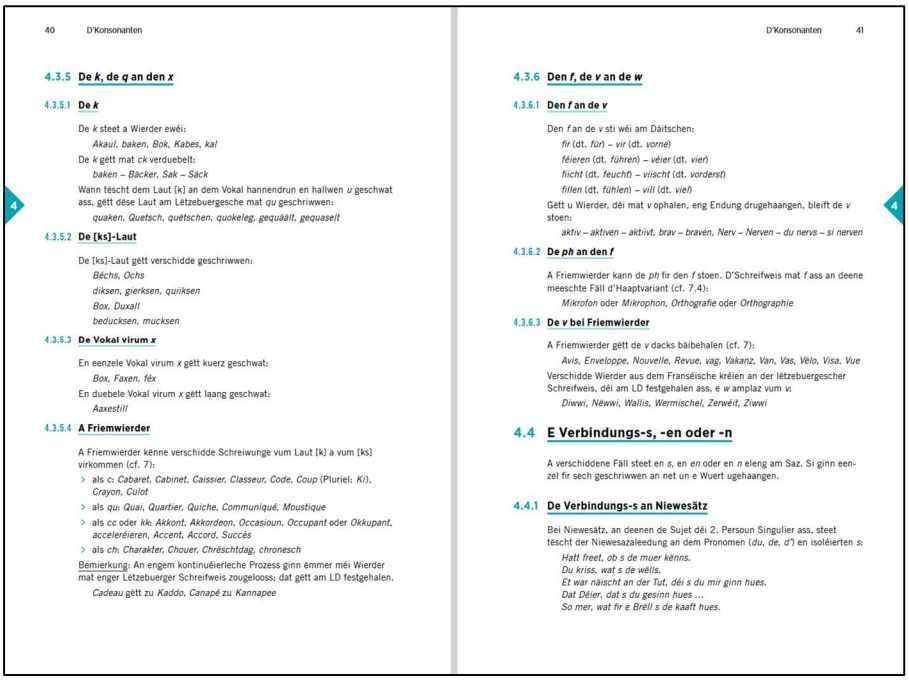

40 D'Konsonanten

4.3.5 De *k*, de *q* an den *x*

4.3.5.1 De *k*

De *k* steet a Wierder eréi:
Akaul, baken, Bok, Kabes, kal
De *k* gëtt mat *ck* verduebelt:
baken – Bäcker, Sak – Säck
Wann téscht dem Laut [k] an dem Vokal hannendrun en hallwen *u* geschwat ass, gëtt dése Laut am Lëtzebuergesche mat *qu* geschriwwen:
quaken, Quetsch, quëtschen, quokeleg, gequäält, gequaselt

4.3.5.2 De [ks]-Laut

De [ks]-Laut gëtt verschidde geschriwwen:
Béchs, Ochs
diksen, gierksen, quiiksen
Box, Duxall
beducksen, mucksen

4.3.5.3 De Vokal virum *x*

En eenzele Vokal virum *x* gëtt kuerz geschwat:
Box, Faxen, féx
En duebele Vokal virum *x* gëtt laang geschwat:
Aaxestill

4.3.5.4 A Friemwierder

A Friemwierder kënne verschidde Schreiwunge vum Laut [k] a vum [ks] virkommen (cf. 7):
- als *c*: *Cabaret, Cabinet, Caissier, Classeur, Code, Coup* (Pluriel: *Ki*), *Crayon, Culot*
- als *qu*: *Quai, Quartier, Quiche, Communiqué, Moustique*
- als *cc* oder *kk*: *Akkont, Akkordeon, Occasioun, Occupant* oder *Okkupant, acceleréieren, Accent, Accord, Succès*
- als *ch*: *Charakter, Chouer, Chréschtdag, chronesch*

Bemierkung: An engem kontinuéierleche Prozess ginn émmer méi Wierder mat enger Lëtzebuerger Schreifweis zougelooss; dat gëtt am LD festgehalen.
Cadeau gëtt zu *Kaddo, Canapé* zu *Kannapee*

D'Konsonanten 41

4.3.6 Den *f*, de *v* an de *w*

4.3.6.1 Den *f* an de *v*

Den *f* an de *v* sti wéi am Dëitschen:
fir (dt. *für*) – *vir* (dt. *vorne*)
féieren (dt. *führen*) – *véier* (dt. *vier*)
fiicht (dt. *feucht*) – *viischt* (dt. *vordersf*)
fillen (dt. *fühlen*) – *vill* (dt. *viel*)
Gëtt u Wierder, déi mat *v* ophalen, eng Endung drugehaangen, bleift de *v* stoen:
aktiv – aktiven – aktiivt, brav – braven, Nerv – Nerven – du nervs – si nerven

4.3.6.2 De *ph* an den *f*

A Friemwierder kann de *ph* fir den *f* stoen. D'Schreifweis mat *f* ass an deene meeschte Fäll d'Haaptvariant (cf. 7.4):
Mikrofon oder *Mikrophon, Orthografie* oder *Orthographie*

4.3.6.3 De *v* bei Friemwierder

A Friemwierder gëtt de *v* dacks bäibehalen (cf. 7):
Avis, Enveloppe, Nouvelle, Revue, vag, Vakanz, Van, Vas, Vëlo, Visa, Vue
Verschidde Wierder aus dem Franséische kréien an der lëtzebuergescher Schreifweis, déi am LD festgehalen ass, e *w* amplaz vum *v*:
Diwwi, Néwwi, Wallis, Wermischel, Zerwéit, Ziwwi

4.4 E Verbindungs-s, -en oder -n

A verschiddene Fäll steet en *s*, en *en* oder en *n* eleng am Saz. Si ginn eenzel fir sech geschriwwen an net un e Wuert ugehaangen.

4.4.1 De Verbindungs-s an Niewesätz

Bei Niewesätz, an deenen de Sujet déi 2. Persoun Singulier ass, steet téscht der Niewesazaleedung an dem Pronomen (*du, de, d'*) en isoléierten *s*:
Hatt freet, ob s de muer kënns.
Du kriss, wat s de wëlls.
Et war näischt an der Tut, déi s du mir ginn hues.
Dat Déier, dat s du gesinn hues …
So mer, wat fir e Brëll s de kaaft hues.

図 2：公開されているルクセンブルク語正書法（2024 年 5 月 25 日現在）

・ルクセンブルク語オンライン辞典

本オンライン辞典は、ルクセンブルク語センターの活動の中核部分である。ここではルクセンブルク語の語彙について、ドイツ語、フランス語、英語、ポルトガル語の 4 言語での訳語・人称変化・使用例・音声・動画による会話例などが公開されており[11]、施設内には録音スタジオも設置されている。

同センターではルクセンブルク語のオンライン辞典を作成・更新しながら、正書法・文法・音声を整備している。また、正書法トレーナーやスペルチェッカーの公開、一般からの質問に応答する体制を整えることで、「正しい」ルクセンブルク語とは何かを決定する。それゆえ、同センターはルクセンブルク語の規範化に対して大変大きな力を持っていると言える。

ウェブサイト（verben.lu）においてはルクセンブルク語オンライン辞典で公開している動詞に特化し、一覧にして公開している。

11 筆者が訪問した際、語彙の定義ついて話し合う会議が開かれている最中であった。

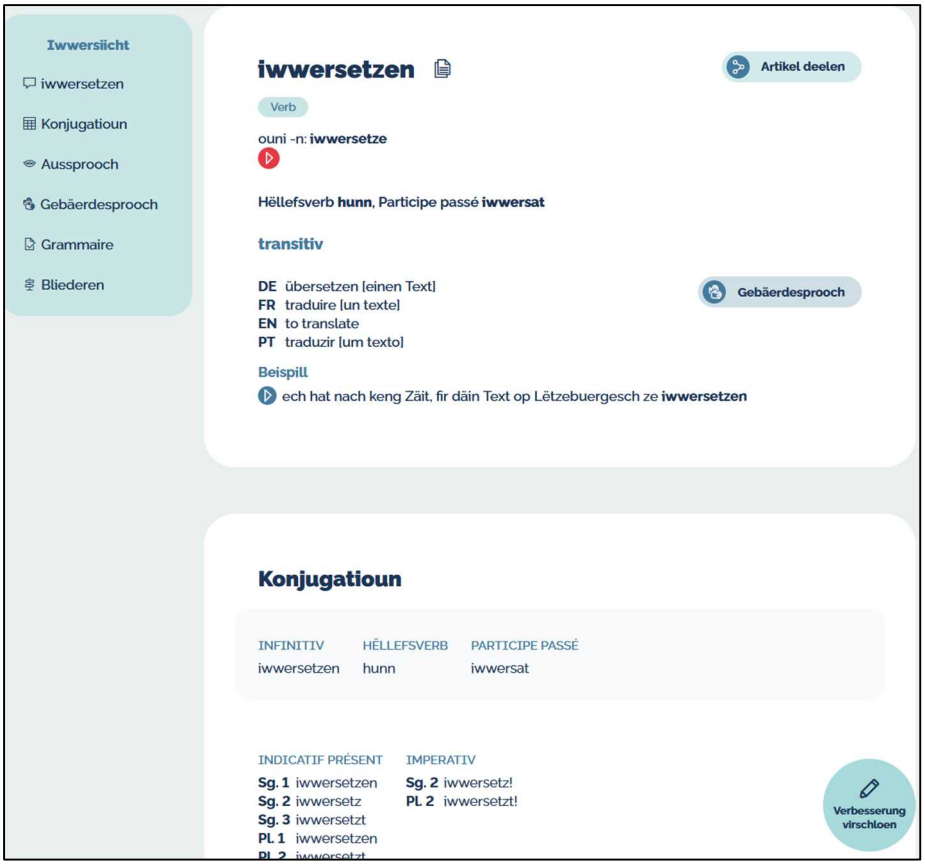

図 3：ルクセンブルク語オンライン辞典で「翻訳する」の意味の動詞 iwwersetzen を検索した結果（2024 年 5 月 25 日現在）

・ルクセンブルク語や言語状況に関する展示

2023 年 6 月 29 日にノイミュンスターでの開催以降、「ルクセンブルクの言語」（D'Lëtzebuerger Sprooch(en)）という題目で各地で展示会を開催している。括弧付きで「言語」が複数形も示されていることからもわかるように、ルクセンブルク語のみに焦点を絞るのではなく、多言語状況、ルクセンブルク語の今日の機能、言語の歴史などについて展示を行っている[12]。筆者がセンターを訪問したのは 2024 年 3 月 6 日で、あいにく展示の期間ではなかったが、同年 3 月 15 日から 24 日までルクセンブルク北部のマルナッハで行われる展示の準備中であった。

・その他の活動

これまでに挙げた活動のほか、ルクセンブルク語音声認識プログラムの開発、「今年の単語」の発表、言語地図（方言地図）をはじめ書籍の出版などルクセンブルク語センターでは多様な活動を行っている。また、ルクセンブルク大学や国立言語学校（Institut national des

[12] https://portal.education.lu/zls/EXPO （2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

langues）との協業も積極的に行っている。

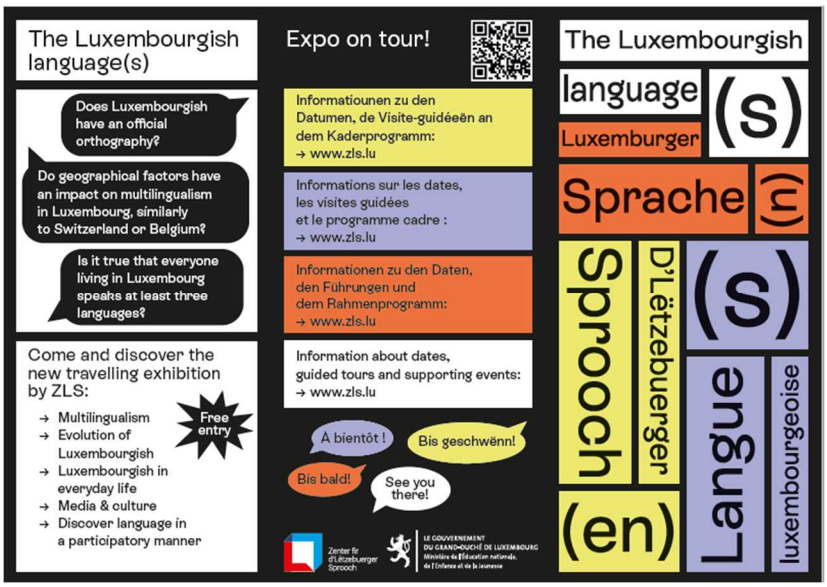

図 4：展示のフライヤー（2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

図 5：ルクセンブルク語センターの出版物の例

ルクセンブルク語センターは言語学者たちが学術的なレベルでルクセンブルク語を辞書的に記述するだけでなく、書き言葉として規範を提示する機関であり、当初からその役割が求められている。また、展示や出版を積極的に行うなど、ルクセンブルク語を社会に広く認知させる活動も同時に実施している。

５．さいごに

本稿では振興戦略に至る経緯を確認した上で、振興戦略において言語政策の中核を担う組織とされるルクセンブルク語センターの役割を概略的に検討してきた。振興戦略ではルクセンブルク語の規範化を推進するとされているが、これはルクセンブルク語について「正しい」「間違っている」を判断する材料を提供する手段が存在することにほかならない。ルクセンブルク語は、フランス語やドイツ語と比較して書き言葉として用いられてきた歴史が浅い。しかし今日では、私的なやりとりのみならず公文書でもルクセンブルク語が使用されるようになるなど、書き言葉としての使用は増大している。正書法・文法・語彙という言語規範の基礎を決定・公表し、さらには問い合わせに応答する当センターの責任は重大であると言えよう。

移民の増加とともにルクセンブルク語を第一言語としない住民は増加し、社会は言語的にも一層多様化しているのが現実である。振興戦略の項目 15 から 35 までルクセンブルク語教育について述べられているが[13]、今後教育現場においてもルクセンブルク語使用がさらに増えることが予想される。ルクセンブルク語センターはこれらの要請にも応えていくことが期待されていると考えられる。

統合の言語としてルクセンブルク語を重視する政策が存在する一方で、自由化を促進し、ルクセンブルク語が第一言語であることを前提としない、すなわちドイツ語による識字を重視しない政策も同時に推進されている。欧州統合の最先端を走り、多様化と多言語化が進展する社会のあり方をめぐって、今後も試行錯誤が続くと考えられる。

参考文献

Gouvernement du Grand-Duché de Luxembourg (2017a) : Strategie fir d'Promotioun vun der lëtzebuerger Sprooch. https://gouvernement.lu/dam-assets/fr/actualites/articles/2017/03-mars/09-promotioun-sprooch/strategiepabeier.pdf （2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

Gouvernement du Grand-Duché de Luxembourg (2017b) : Une stratégie pour promouvoir la langue luxembourgeoise. https://men.public.lu/content/dam/men/fr/actualites/articles/communiques-conference-presse/2017/03/09-strategie-letzebuergesch/langue-luxembourgeoise.pdf（2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

小川 敦 (2015)『多言語社会ルクセンブルクの国民意識と言語　第二次世界大戦後から 1984 年の言語法、そして現代』(大阪大学出版会)。

小川 敦（2022）「ルクセンブルク語振興戦略」とその成立背景に関する一考察」、ドイツ文

[13] Gouvernement 2017a, b. 項目 15 は 1～4 歳の早期教育、項目 16～20 は 4～11 歳の早期教育、項目 21～26 は 12 歳以上の中等教育、項目 27～35 は成人教育について述べられている。

法理論研究会『エネルゲイア』47 号、28-49 頁。

法律

Loi du 24 février 1984 sur le régime des langues (1984).
Loi du 20 juillet 2018 relative à la promotion de la langue luxembourgeoise (2018).

ウェブサイト

ルクセンブルク語オンライン辞典 https://lod.lu/ （2024 年 5 月 25 日最終閲覧）
ルクセンブルク語センター https://portal.education.lu/zls/ （2024 年 5 月 25 日最終閲覧）
ルクセンブルク統計局 https://statistiques.public.lu/（2024 年 5 月 25 日最終閲覧）

執筆者紹介（掲載順）

王 瀅鴿（WANG, Yingge）
人文学研究科言語文化学専攻　博士後期課程
川端　映美（KAWABATA, Emi）
人文学研究科言語文化学専攻　博士後期課程
植田　晃次（UEDA, Kozi）
人文学研究科言語文化学専攻　コミュニケーション論講座
山下　仁（YAMASHITA, Hitoshi）
人文学研究科言語文化学専攻　コミュニケーション論講座
小川　敦（OGAWA, Atsushi）
法政大学　国際文化学部　国際文化学科

（2024 年 4 月現在）

言語文化共同研究プロジェクト 2023

批判的社会言語学の様相

2024 年　5 月 31 日　発行

編集発行者

大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻